

第3期品川区地域福祉計画(素案)および パブリックコメントの実施について

1. 素案策定までの経過

- (1) 各種アンケート
 - ・区民アンケート調査 平成29年11月
 - ・専門職アンケート調査 平成30年2～3月
- (2) 品川区地域福祉計画策定委員会
 - 第1回 平成30年6月8日
 - 第2回 平成30年8月8日
 - 第3回 平成30年10月4日
- (3) 品川区地域福祉計画策定庁内検討会
 - 第1回 平成30年1月9日
 - 第2回 平成30年5月25日
 - 第3回 平成30年7月23日
 - 第4回 平成30年9月27日
 - 第5回 平成30年11月28日
- (4) 品川区地域福祉計画策定に伴う各地区懇談会
平成30年3～6月(前期) 全14回 延べ328人

2. 計画素案および概要版について

別紙のとおり

3. 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント実施
 - 広報しながわ1月11日号、区ホームページに記事掲載
 - 期間：平成31年1月11日から2月10日まで
 - 閲覧場所：福祉計画課、区政資料コーナー、地域センター、保健センター、図書館
(結果については、平成31年2月厚生委員会にて報告予定)
- (2) 品川区地域福祉計画策定委員会および庁内検討会
 - 平成30年12月18日 策定委員会 素案検討
 - 平成31年2～3月
策定委員会および庁内検討会 パブリックコメントをふまえた最終審議
- (3) 品川区地域福祉計画策定に伴う各地区懇談会
平成30年11月～平成31年3月(後期)
- (4) 計画公表
平成31年5月 区ホームページ、広報しながわにて公表

やさしさと支え合いのまち しながわ

「第3期品川区地域福祉計画」(素案)

2019(平成31)年4月

品 川 区

やさしさと支え合いのまちをめざして

人生 100 年といわれる時代となり、生まれてから亡くなるまでの一生涯、誰もが豊かな人間関係の中で、いきいきと元気に生活を送ることが望まれています。一方、少子高齢化が進んだことや地域のつながりが希薄化していることにより、これまでの福祉サービスでは解決できない複合的な問題や社会的孤立が深刻化しています。

区は、これまで「第 2 期品川区地域福祉計画」をはじめ、関連計画などに基づき、高齢者や子育てなど各相談窓口の整備を進めるとともに、できるだけ多くの人が利用できるようにユニバーサル社会の実現に向けてハードとソフト両面からバリアフリー化に取り組んできました。また、地域においては、昔ながらの人と人とのあたたかいつながりによる声かけや見守り活動が行われています。

今後、ますます加速する少子高齢化や地域のつながりの希薄化により生じる問題や課題に対応するため、区民、関係機関、専門職、行政がそれぞれの役割を果たしながら、横断的な取り組みを進めていくことが必要です。そのため、区では、「第 2 期品川区地域福祉計画」と「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を統合した「第 3 期品川区地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現をめざしてまいります。

ぜひ、本計画を読むことで、品川区の地域福祉について関心を持っていただき、できることから具体的に実践し、様々な活動に参加していただきたいと思っています。誰もが暮らしやすいまちを、ともに作りあげていけるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

目次

第1章 計画策定の考え方	1
1. 計画策定の経緯、基本理念、基本目標	2
2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	9
1. 品川区の統計からみえる現状	10
2. アンケート調査等からみえる現状	15
3. 前期計画の成果・実績	22
4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題	24
第3章 第3期に推進する施策	25
施策の体系	26
施策の柱1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ	28
施策の柱2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる	38
施策の柱3. 適切な支援につながるしくみをつくる	52
第4章 計画の推進体制と進捗管理	67
1. 計画内容の周知	68
2. 計画の推進体制	68
3. 計画の進捗管理	68
資料編	71
1. 計画策定の経過	72
2. 品川区地域福祉計画策定委員会委員名簿	75
3. 品川区地域福祉計画策定庁内検討会委員名簿	76
4. 地域福祉およびやさしいまちづくりに関する計画の経過	77

第1章 計画策定の考え方

1. 計画策定の経緯、基本理念、基本目標

(1) 地域福祉とは

急速な少子高齢化や核家族化等が進み、ひとり暮らし高齢者や障害者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、手助けを必要としている人たちが増えています。また、地域住民の生活スタイルや価値観が多様化する一方で、地域のつながりは希薄化しており、社会的に孤立している人もいます。

地域福祉とは、こうした手助けや支援を必要とする人たちが抱える生活上の様々な課題に対し、高齢者、障害者、子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みのことです。

(2) 地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現

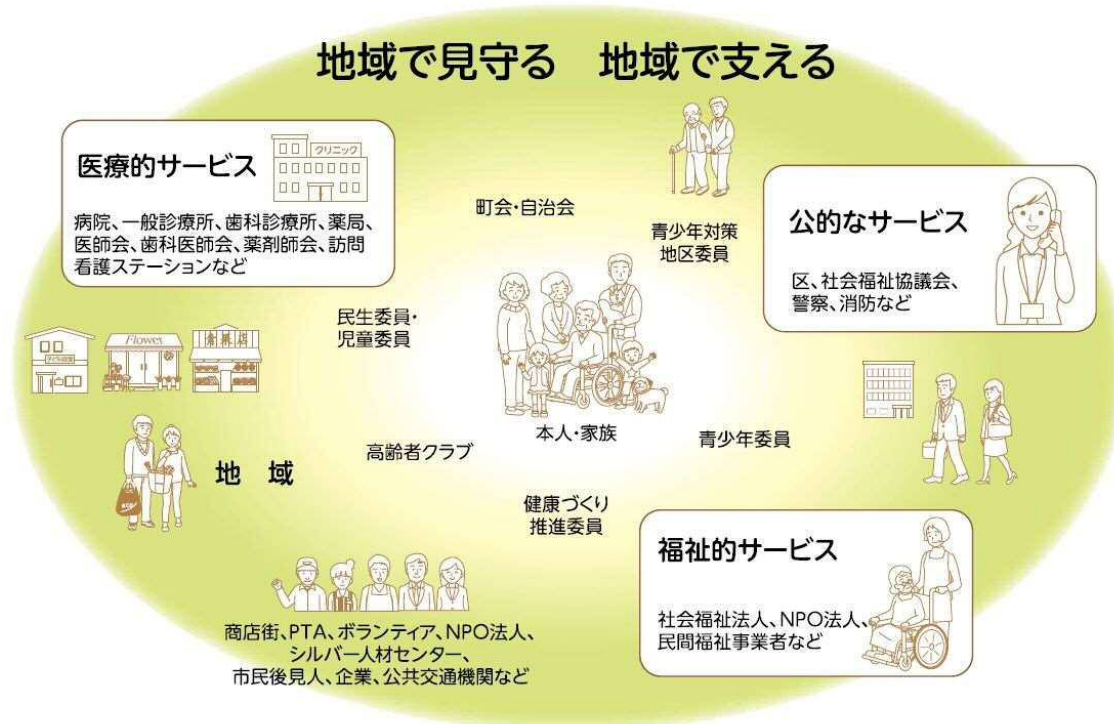
区は、たとえ区民が心身の状態が悪化した場合でも、できる限り住み慣れた自宅での生活を継続するため、地域における医療や介護、介護予防、住まいおよび生活支援の基盤整備と支援（地域包括ケアシステム）に加え、区民・関係機関・区との連携などによる支え合いのしくみを構築していきます。

さらに、区民や地域の多様な主体が困っている人のことを「自分のこと」として考えられるよう当事者意識を持ち、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、区民一人ひとりが生きがいを持って、ともにつくっていく地域共生社会の実現をめざしていきます。

(3) 品川区がめざす地域共生社会

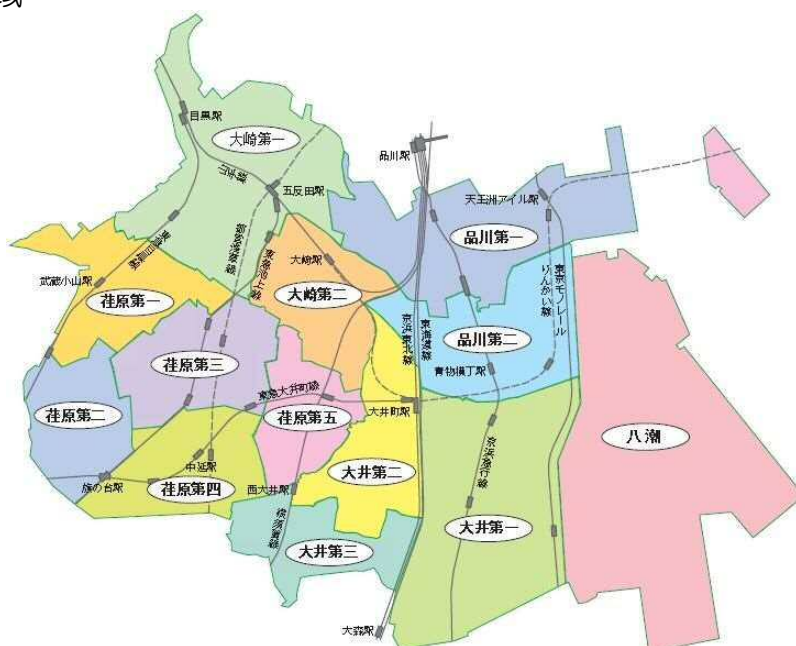
身近な地域において、子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、公的サービスだけでなく、福祉・医療サービスの事業者や地域団体などにより構成される区民全体が連携・協力し合う社会をめざします。

図 地域共生社会のイメージ



(4) 地域福祉の圏域

区は、地域センター区域と同じ13地区を、様々な主体による地域福祉活動の範囲である「日常生活圏域」として設定し、地域コミュニティによる支え合いを推進していきます。



(5) 計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、区市町村が策定しています。本計画は、地域住民、関係機関・団体、福祉や医療サービスの事業者、区等のすべての区民が、地域福祉に関わる活動や取り組みを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす計画です。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(2014(平成 26)年 3 月 26 日厚生労働省通知)」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

(6) 計画期間

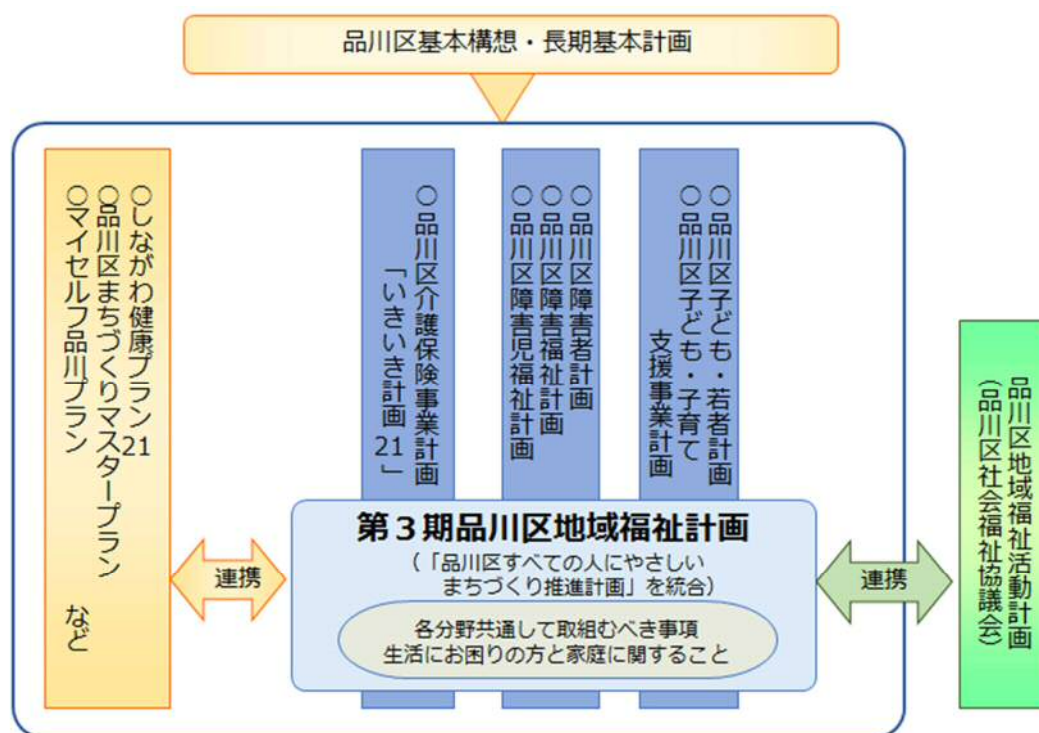
2019 年度から 2023 年度の 5 年間

(7) 計画の位置付け

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、高齢、障害、子ども・子育ての各分野個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。

さらに、その他の関連計画や、地域福祉の推進を図ることを目的とした「品川区地域福祉活動計画」とも緊密な連携を図っていきます。

図 計画の位置付け



(8) 基本理念、基本目標

第3期品川区地域福祉計画がめざす理想の地域の姿を「基本理念」とし、その理念を達成するために必要な要素を「基本目標」として定めます。

【基本理念】

**誰もが 自分らしく
やさしさを持って 暮らせるまち**

【基本目標】

多様性を認め合う意識を醸成する

区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、思いやりのまちをめざします。

地域のつながりを再構築する

地域の支え合いや関係機関等の連携などにより、孤立や孤独のないまちをめざします。

誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる

区民一人ひとりが日常的な交流や社会参加を通じ役割を持つことで、いきいきと暮らし、活躍できるまちをめざします。

2. 地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方

(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、高齢者や障害者などに対する日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていこうという考え方です。

それに対し、ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という考え方です。バリアフリーとして展開してきたものをさらに広く捉えています。誰もが暮らしやすい社会をつくるという点では、同様の意味で用いられることも多くあります。



(2) 国と都の動き

国は、2017（平成 29）年 2 月に東京 2020 大会（※）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を取りまとめ、心のバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取り組みを展開することとしています。また、2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進等に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」）等の改正を受け、大会後の超高齢社会につながるよう、あらゆる人にやさしいユニバーサル社会の進展をめざしています。

また、都においても「東京都福祉のまちづくり条例」に基づいてまちづくりを進めるとともに、2019（平成 31）年 4 月に「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定し、2020 年とその先を見据えた取り組みを行うこととしています。

※正式名称：第 32 回オリンピック競技大会、東京 2020 パラリンピック競技大会

(3) 区での取り組み

区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、公共施設等のバリアフリー化などのハード面の環境整備とともに、人々に対する意識啓発や情報提供の充実などソフト面の取り組みを総合的に進めることで、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざしています。

1) 心のバリアフリーの推進

社会には多様な人が存在し、その中には様々なバリアにより社会参加が困難な人がいます。バリアを取り除くために、何らかの対応を必要としている人に対して、適切な配慮を行うことにより、平等に社会参加できる機会が確保されます。

そうしたことを一人ひとりが理解し、困っている人を見かけたときに皆が協力して手助けできるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会をめざします。

また、「障害者差別解消法」の普及啓発にも取り組んでいきます。

2) 面的なバリアフリー化の推進

生活の中で利用する建物のバリアフリー化が進むことで、移動や利用がしやすくなりますが、生活上のすべてのバリアがなくなったとは言えません。区では、国や都の動向を注視しながら、「品川区長期基本計画」に基づき、施設の整備やその移動手段の改善を組み合わせ、点や線の整備から面的・重点的な広がりを持ったバリアフリー化を進めていきます。

また、地域特性に合わせて、バリアフリーのまちづくり計画を策定しており、これまでに策定した「品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画」と「品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」に基づき、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備を行っています。

3) 情報のバリアフリーの推進

平等な社会参加を可能にするためには、すべての人が必要なときに必要な情報を入手できることが重要です。高齢者や障害者、外国人など情報が届きづらいすべての人が品川区で安心して生活・活動することができるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備に取り組んでいきます。

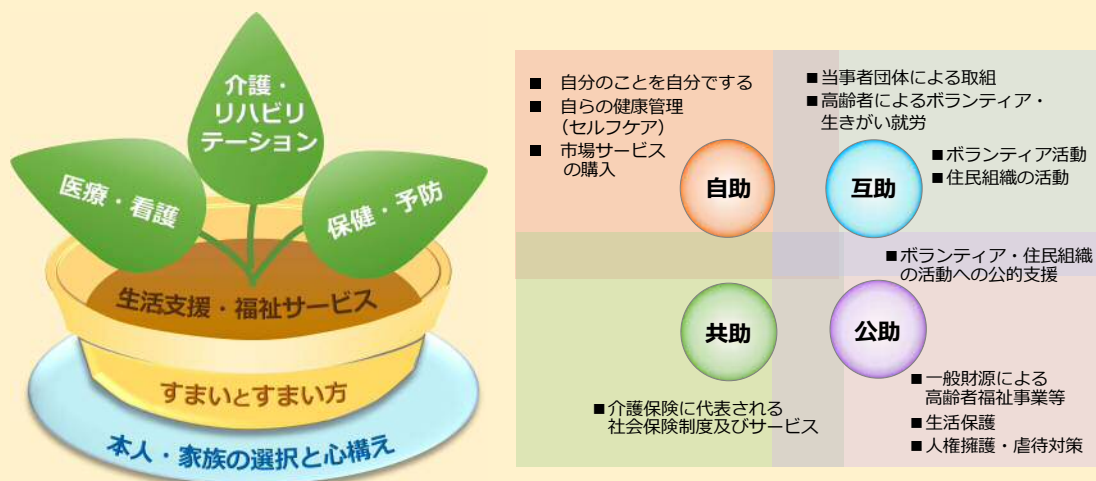
コラム 国がめざす地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」「生活支援・福祉サービス」「すまいとすまい方」により包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざすものです。

これを実現するためには、介護保険や公的福祉サービスといった「共助」や「公助」とあわせて、自分のことを自分でする「自助」や地域の支え合いである「互助」を効果的に組み合わせていくことが重要です。

地域包括ケアシステムは、元来、高齢者に限定されるものではなく、障害者や子どもを含む、地域のすべての住民のためのしくみであり、本人や家族、町会等の住民組織、専門職、地域の事業者、行政など様々な地域の主体の関わりが重要になります。各自治体には、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを作り上げていくことが求められています。

図 地域包括ケアシステムの概念図



出典：厚生労働省 2013（平成25）年3月 地域包括ケア研究会報告書

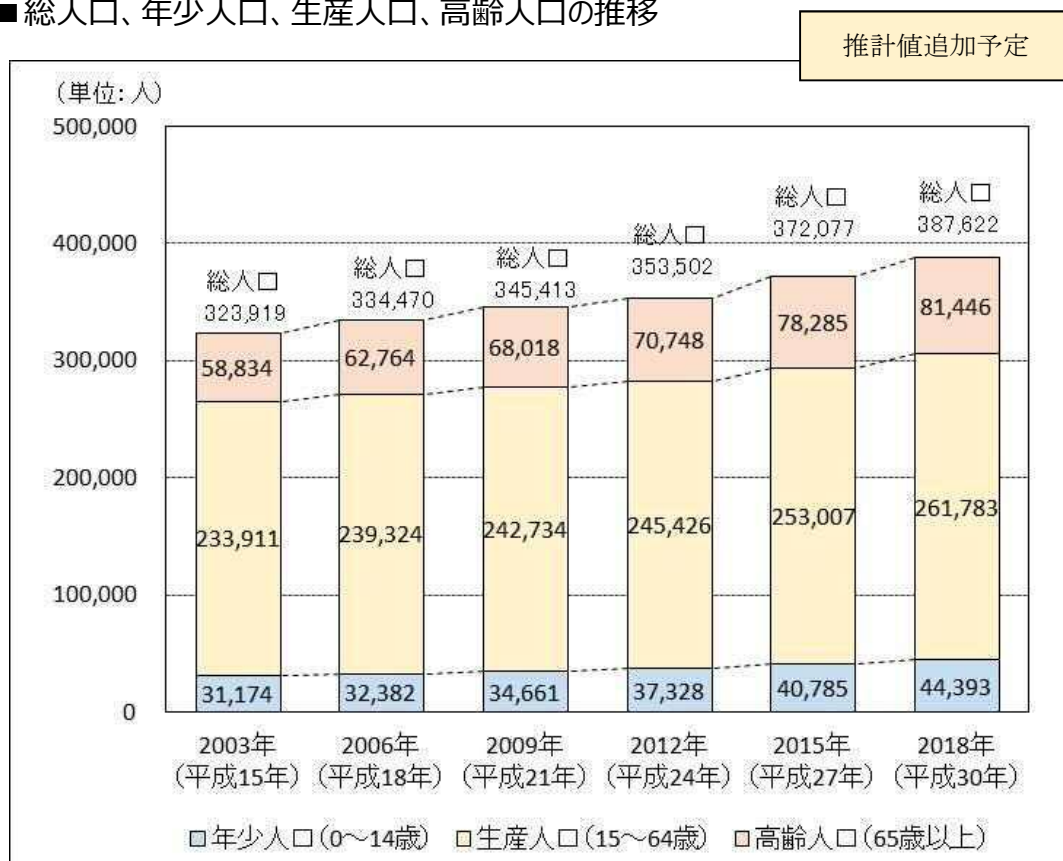
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 品川区の統計からみえる現状

(1) 人口の推移

近年、品川区は区外からの転入により、年少人口（0～14歳）、生産人口（15歳～64歳）、高齢人口（65歳以上）のいずれも増加しています。現在、区民の約5人に1人が高齢者となっています。

■ 総人口、年少人口、生産人口、高齢人口の推移



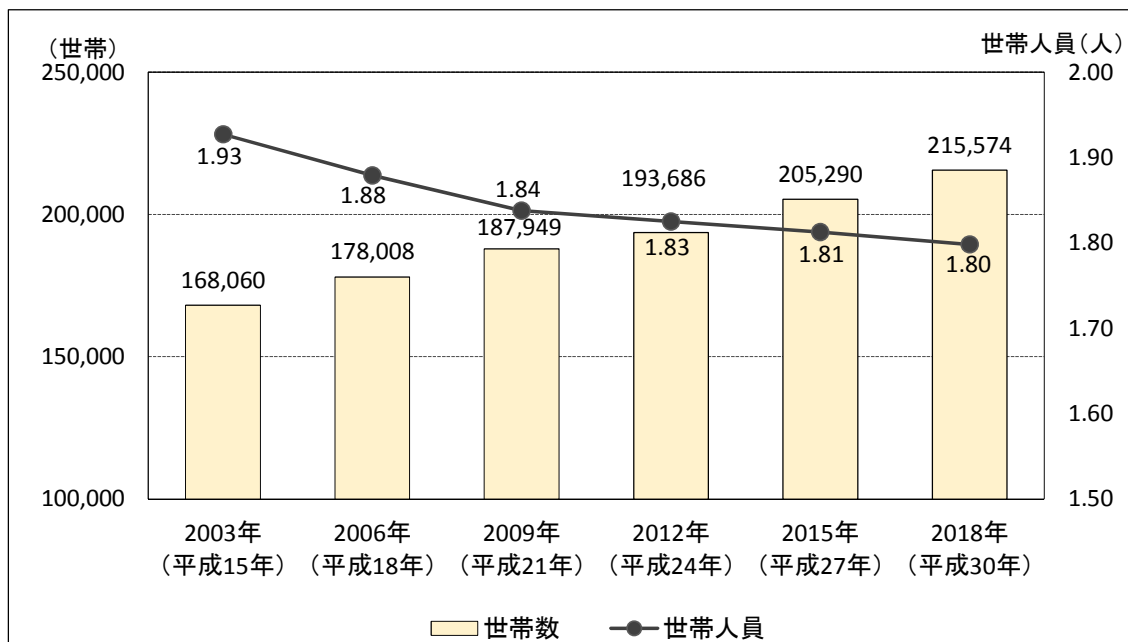
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

※（1）、（2）の統計については、住民基本台帳法の一部改正（2012（平成24）年7月施行）にともない、2015（平成27）年から日本人および外国人の総数を表記しています（2012（平成24）年までの数に外国人登録者数は含まれていません）。

(2) 世帯数の推移

近年、区の世帯数の増加が続き、1世帯当たりの世帯人員数はゆるやかに減少傾向にあります。

■ 世帯数・世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯のうちの単身世帯の割合が増える傾向にあり、夫婦のみ世帯の割合は横ばいで、同居世帯の割合は減る傾向にあります。

■ 高齢者のいる世帯数の推移

(単位：世帯)

	全世帯数	高齢者のいる世帯	高齢者のいる世帯		
			単身世帯割合	夫婦のみ世帯割合	同居世帯割合
1990(平成2)年	151,756	30,104	23.8%	25.3%	50.9%
1995(平成7)年	149,466	34,921	27.6%	23.6%	48.9%
2000(平成12)年	157,986	41,329	33.5%	25.9%	40.6%
2005(平成17)年	178,825	45,604	34.4%	25.8%	39.8%
2010(平成22)年	196,132	50,924	38.1%	25.2%	36.7%
2015(平成27)年	212,374	56,514	39.9%	25.2%	34.9%

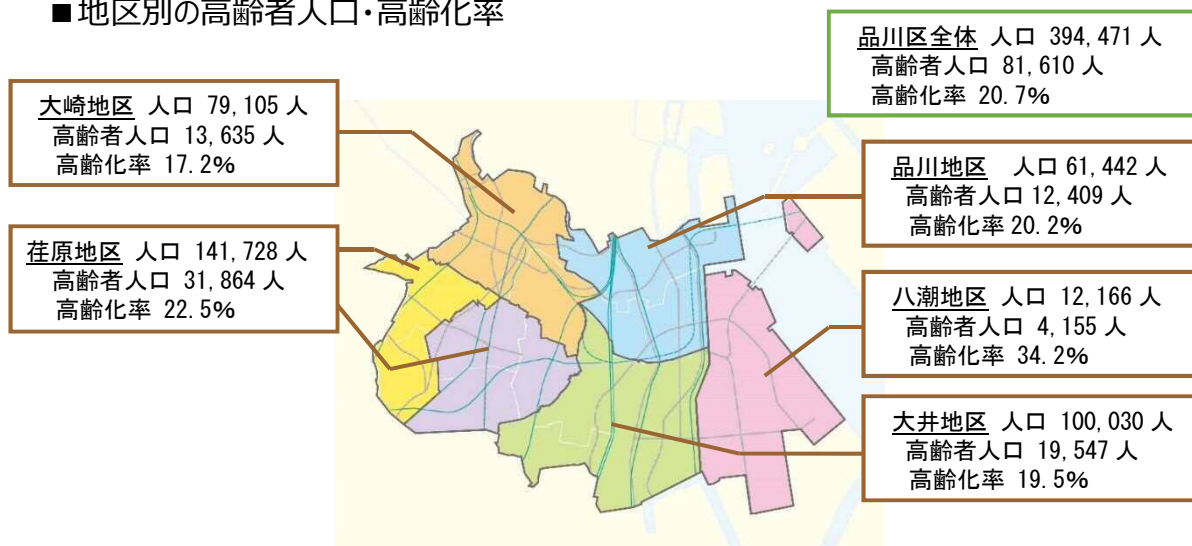
資料：総務省「国勢調査」

(4) 高齢者人口等の状況

区は人口増加により、高齢化率の上昇には歯止めがかかっていますが、八潮地区や荏原東地区ではその他の地区よりも高齢化が進んでいます。

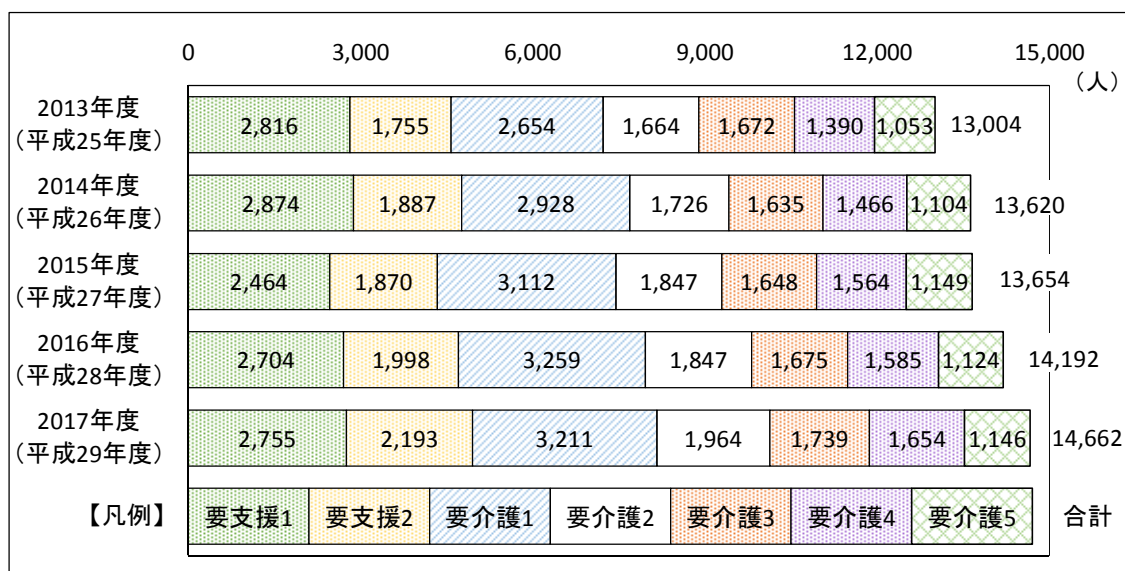
また、高齢者人口に対して18%程度の割合の人が要介護や要支援認定を受けて、介護サービスを利用しています。

■ 地区別の高齢者人口・高齢化率



資料：住民基本台帳（2018（平成30）年12月1日現在）

■ 要介護度別認定者数



資料：品川区介護保険制度の運営状況（各年度3月31日現在）

(5) 障害者数の推移

直近の2017（平成29）年と2015（平成27）年を比較すると、身体障害者数は若干減少し、知的障害者数および精神障害者数は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



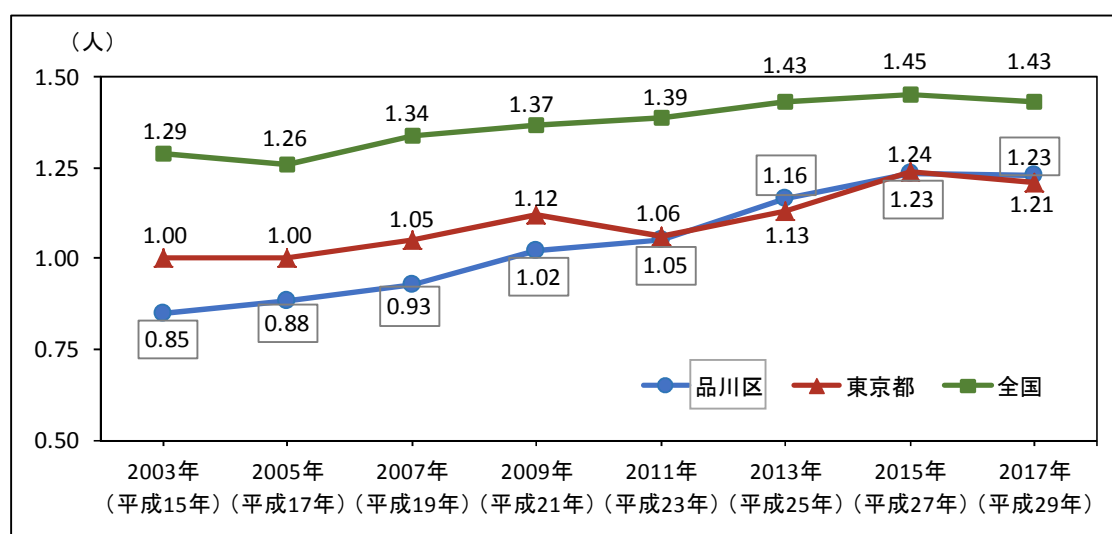
資料：第5期品川区障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（各年4月1日現在）

※愛の手帳は、知的障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けており、知能測定値・社会性・基本的生活作業力等を年齢に応じて総合的に判断しています。

(6) 出生率の推移

区の合計特殊出生率は上昇傾向にあり、2009（平成21）年には1.0人を超えました。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計年報

(7) 被保護世帯等の推移

区の被保護者世帯および人員は、2009（平成 21）年度から 2013（平成 25）年度までは急激に増加したものの、その後は、ほぼ横ばいの状態が続いています。区の保護率は都保護率よりも 5 ポイント以上低い水準であり、全国保護率と比べても低い水準となっています。

■ 被保護世帯・被保護人員の推移

※‰（パーミル）：1000 分の 1 を表す単位

	区			都	全国
	被保護世帯 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率※	保護率	保護率
2009(平成21)年度	3,635	4,347	12.5‰	17.8‰	13.8‰
2011(平成23)年度	4,370	5,248	14.9‰	20.9‰	16.2‰
2013(平成25)年度	4,695	5,607	15.7‰	22.1‰	17.0‰
2015(平成27)年度	4,803	5,684	15.6‰	21.8‰	17.0‰
2017(平成29)年度	4,813	5,662	15.1‰	21.2‰	16.7‰

資料：区…品川区の福祉、都…東京都福祉保健局年報、
全国…厚生労働省被保護者調査

(8) 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

2015（平成 27）年 4 月に開設した「品川区暮らし・しごと応援センター」では、生活困窮者自立支援事業における相談に以下のとおり対応しました。

■ 生活困窮者自立支援事業の相談件数の推移

(単位:件)

	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)
総相談件数	2,422	2,910	2,234
来所件数	1,225	1,127	981
電話件数	1,048	1,587	1,096
巡回件数	149	196	157

資料：品川区の福祉

※巡回件数については、都区共同による巡回延べ件数と区単独による巡回延べ件数の合算である。

2. アンケート調査等からみえる現状

(1) 品川区の地域福祉に関するアンケート調査

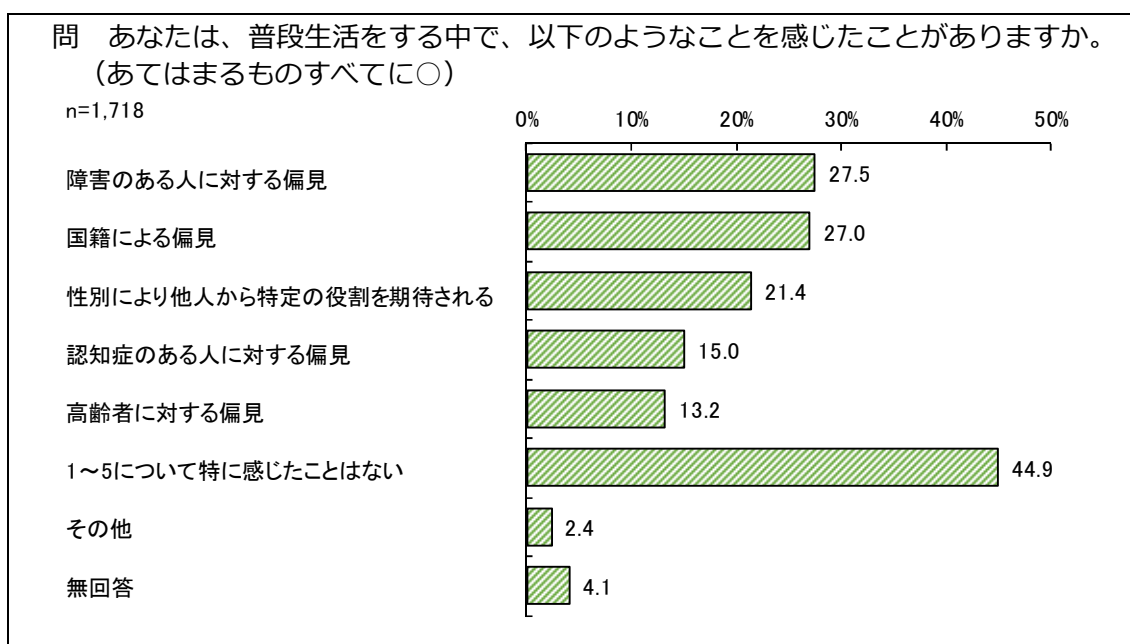
1) 調査概要と結果のまとめ

- 2017（平成 29）年度に 20 歳以上の区民 5,000 人を対象に、区民の生活や地域福祉への意向を把握するため、品川区の地域福祉に関するアンケート調査を実施しました（有効回答数 1,718 人、回答率 34.4%）。
- 近所で手助けを必要とする人を見かけたり、事故や虐待のニュースなどを見たときに、地域における支え合いの意義や必要性を感じるという人が多くいました。
- 地域における支え合いの必要性は感じているものの、現在は仕事や家事・子育てなどで多忙である、健康に自信がないなどの理由から、地域の活動に参加していない人が多くいました。しかし、情報や機会があれば活動してみたいと思っている人も一定割合いました。

2) 回答結果（抜粋）

① 普段の生活で感じる偏見

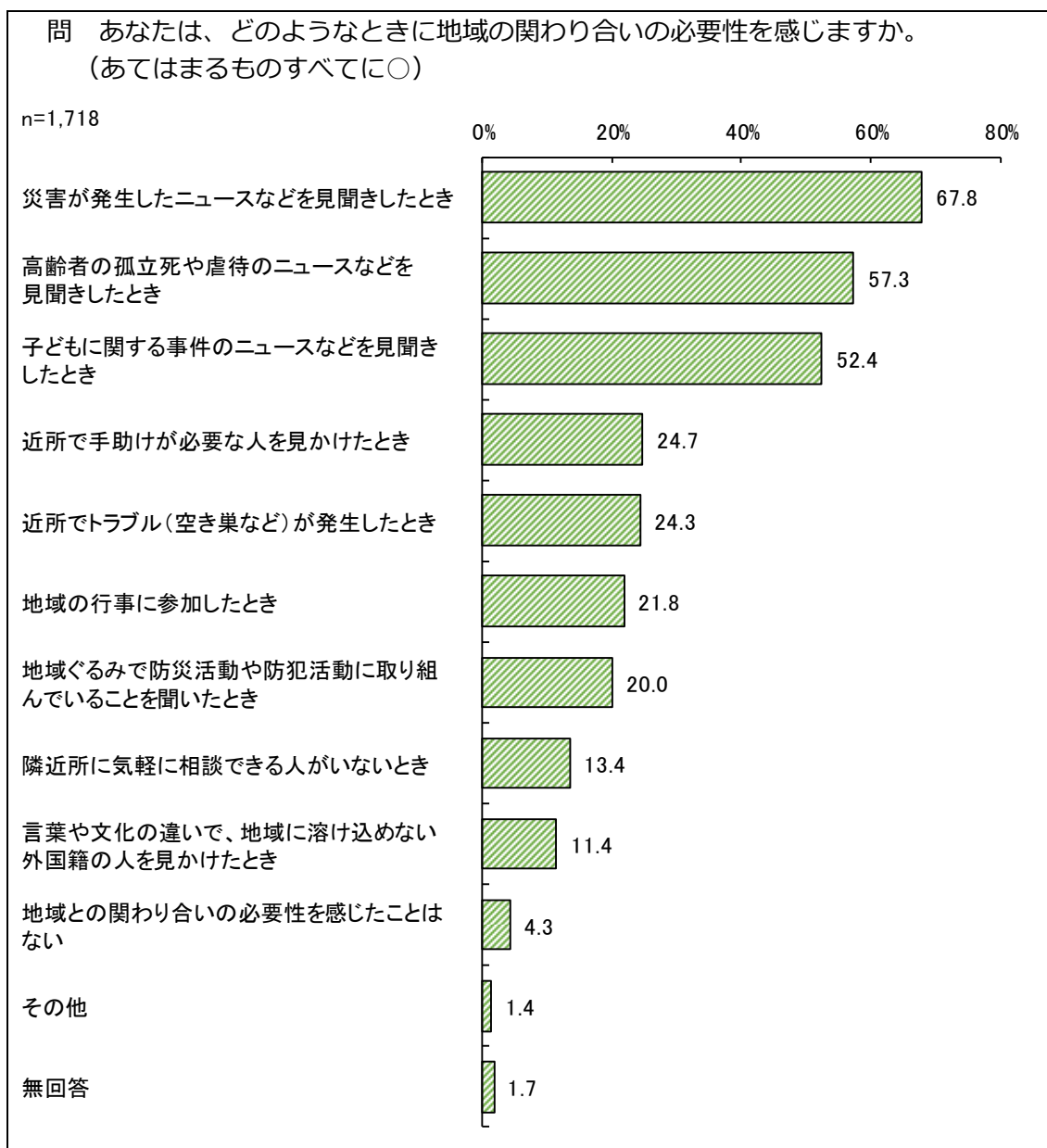
普段生活をする中で「偏見などを感じたことはない」が 44.9%となっています。一方、「障害のある人に対する偏見」が 27.5%、「認知症のある人に対する偏見」が 15.0%、「高齢者に対する偏見」が 13.2%などとなっていて、誰もが生活しやすい社会の実現のため、多様性を認め合う、偏見のない社会が求められています。



② 地域の関わり合いの必要性

地域の関わり合いの必要性を感じる時は「災害が発生したニュースなどを見聞きしたとき」が67.8%と最も高く、次いで「高齢者の孤立死や虐待のニュースなどを見聞きしたとき」が57.3%となっており、区民は安全や人命に関わることに地域の関わり合いの必要性を強く感じています。

「近所で手助けが必要な人を見かけたとき」、「地域ぐるみで防災活動や防犯活動に取り組んでいることを聞いたとき」、「隣近所に気軽に相談できる人がいないとき」など日常生活における困りごとや悩みについても、日常的な地域の関わり合いが求められています。



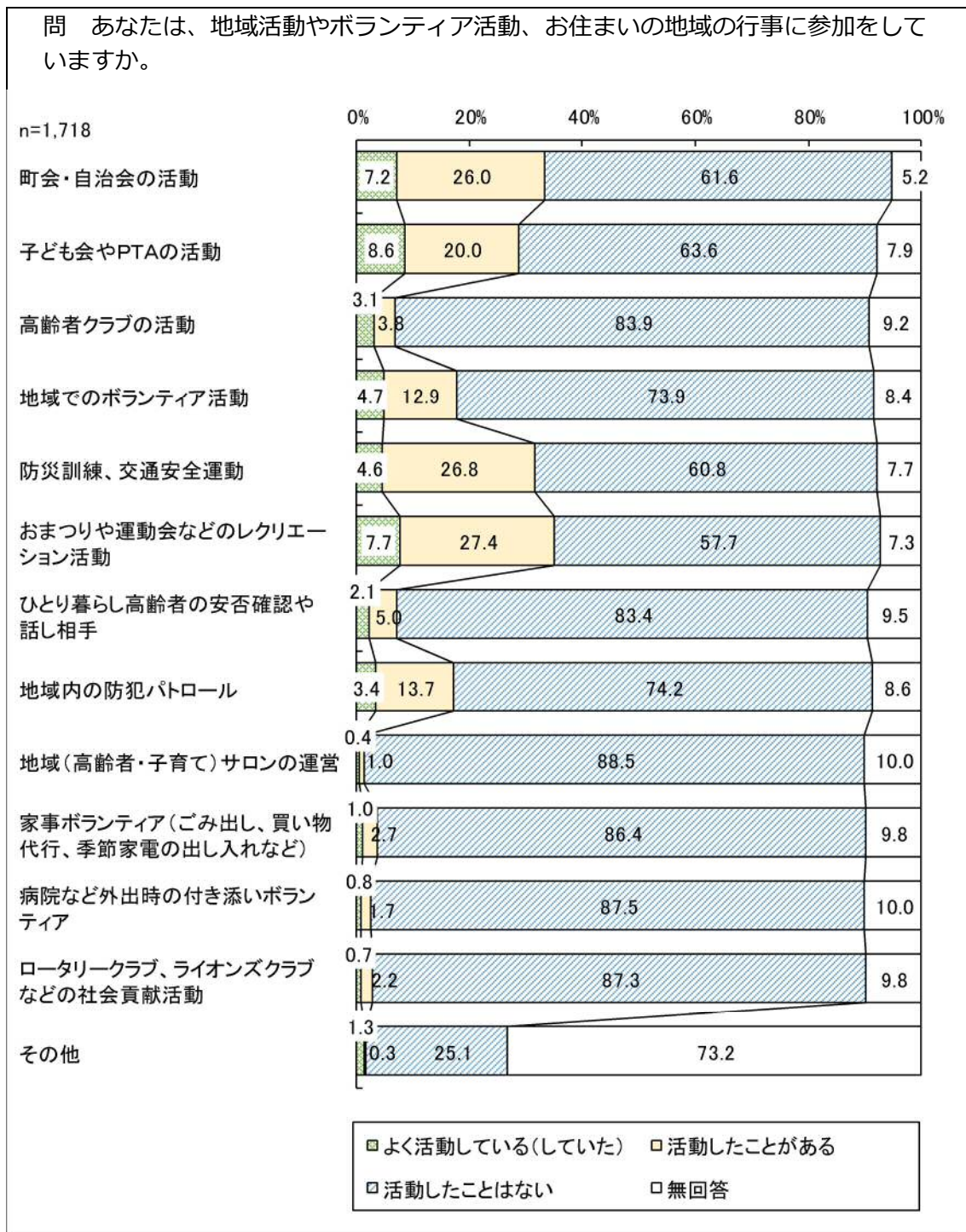
③ 地域における優先課題

地域で優先的に取り組まなければならない課題については、「高齢者世帯の生活支援」が43.6%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が40.2%となり、そのほか、障害のある人への支援や子育て支援に関連する項目が上位となっています。



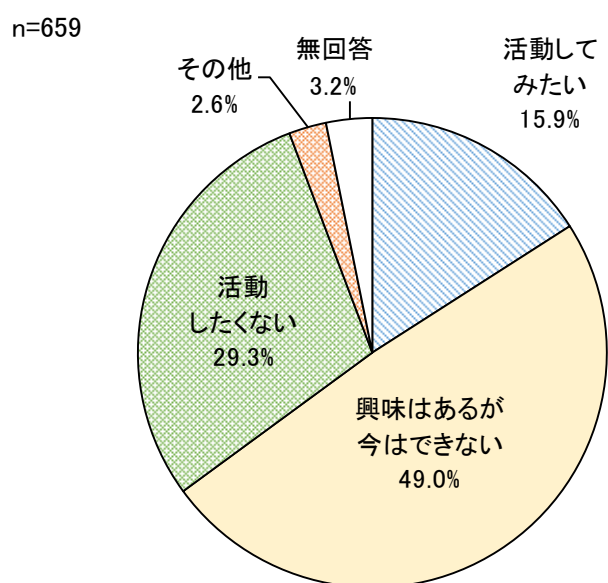
④ 地域活動やボランティア活動

地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加については、町会・自治会の活動は「よく活動している（していた）」が7.2%、「活動したことがある」が26.0%、合わせた「活動している（したことがある）」は33.2%となっています。その他の活動においても、活動している人が多いとは言えず、参加者や担い手の増加が課題と考えられます。



前ページの問で、すべての活動に「活動したことはない」と回答した人のうち、今後の参加の意向については、「活動してみたい」(15.9%)と、「興味はあるが今はできない」(49.0%)を合わせて64.9%となっています。これまで地域活動などに参加をしたことがない人の大半が活動自体には興味や関心を持っていることがわかりました。

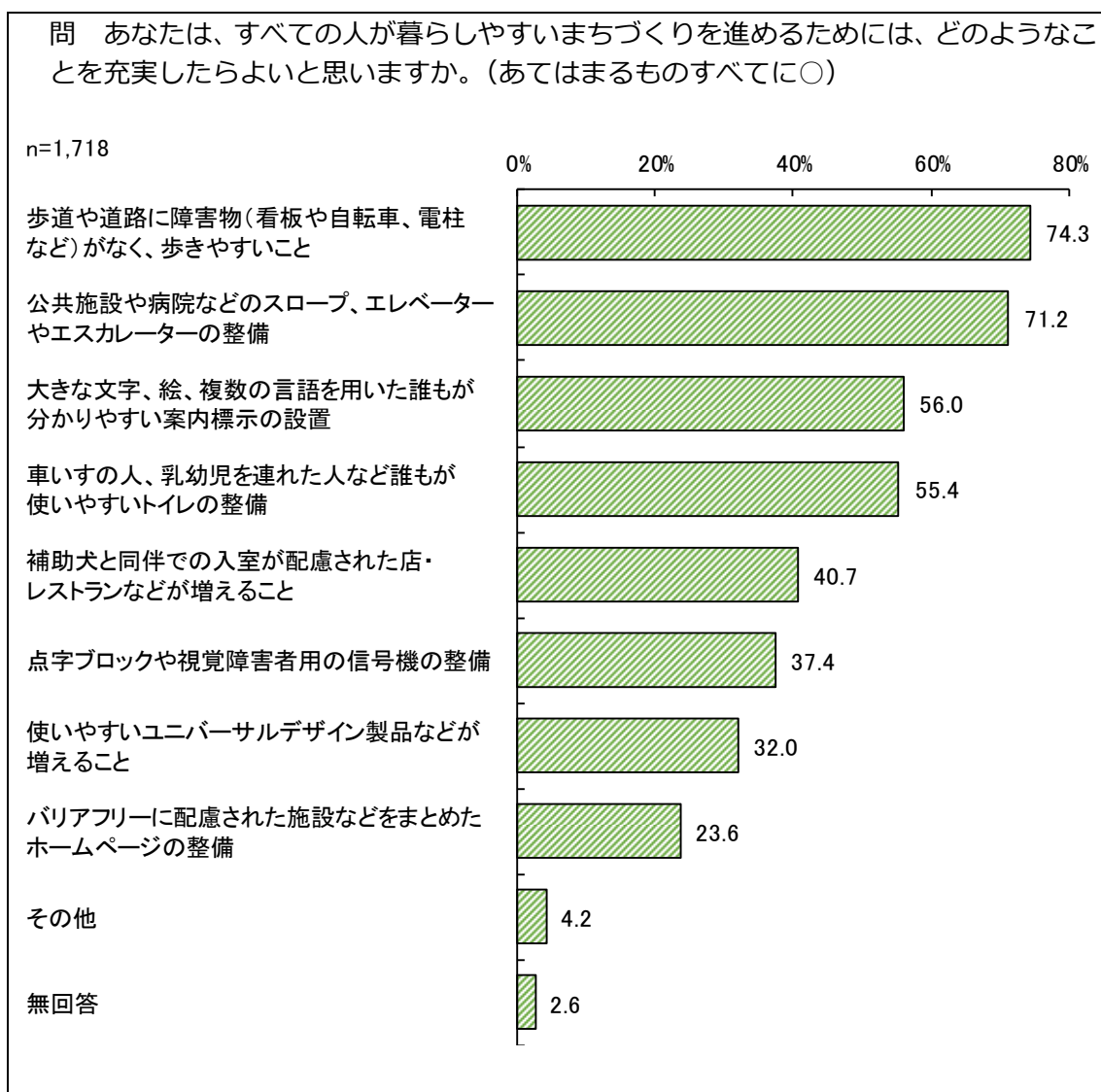
問 すべての活動に「活動したことはない」と答えた方におたずねします。
あなたは、今後、活動してみたいと思いますか。



⑤ ユニバーサルデザインやバリアフリー

すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるために充実したらよいと思うことについては、「歩道や道路に障害物がなく、歩きやすいこと」が74.3%と最も高く、次いで「公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーターの整備」が71.2%、「大きな文字、絵、複数の言語を用いた誰もが分かりやすい案内標示の設置」が56.0%、「車いすの人、乳幼児を連れた人など誰もが使いやすいトイレの整備」が55.4%などとなっています。

社会参加をする上で、外出しやすい環境整備は重要なため、今後もユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。



(2) 区民・関係者からの主なご意見

本計画策定にあたり、区民アンケート調査をはじめ、専門職アンケート調査や策定委員会、地区懇談会を実施し、様々な意見をいただきました。ここでは、地域福祉に関連の高い意見を一部紹介します。

- 「近所で見守りや生活支援が必要と思われる方がいる」、「新たな転入者が地域に溶け込みにくい」、「向こう三軒両隣のつきあいが見られなくなってきている」
⇒地域とのつながりの希薄化
- 「日頃の近所つきあいは難しくても、防災訓練に参加することで自分の住む地域を知ってもらいたい」、「地震や火災等を意識した炊き出し体験など、楽しみながら参加できる防災訓練に参加したい」
⇒災害時のための日常的なつながり
- 「参加者、運営者が固定化している」、「新たな担い手の発掘や情報発信の工夫が必要」
⇒自主的活動の継続への不安
- 「みんなが正しく理解し、過ごしやすいまちになるとよい」、「喫煙スペースを守らない、狭い道路を広がって歩くなどのことがなくなるように、マナーの講習会等を開催してほしい」
⇒ルールやマナー意識の啓発
- 「高齢者や障害者などその人自身でできることを取り上げないように、確認しながら、必要な手助けをすることが大切」、「偏見は無知や恐れからくる。外国人との交流の場を設け、文化の違いなど、尊重できるような活動ができたらよい」
⇒様々な偏見や差別の解消
- 「孤立している人がいないように、個人、家庭に外部の誰かがつながっている状態になるとよい」、「介護サービスや地域との交流や関わりを持っていない人への支援について、行政や専門職だけではカバーしきれないと感じる」、「家族それぞれに問題がある場合、支援において関係機関の連携が必要」
⇒多職種・多機関の連携

3. 前期計画の成果・実績

(1) 「第2期品川区地域福祉計画」の主な成果・実績

1) 相談から支援につなげるしくみづくり

身近な地域での福祉相談・コーディネート機能の充実を図るため、区内全地域センター内に「支え愛・ほっとステーション」を開設し、各種サービス提供の調整や、高齢者の安否確認等の支援を拡充しました。

支え愛・ほっとステーションでは、相談内容に応じて、在宅介護支援センター等と連携し、相談から専門的サービスにつなげるしくみづくりを進めました。

2) 安心して暮らせるための具体的支援メニューの充実

区民主体の身近な地域での支え合いの活動を支援するため、地域住民や地域団体の代表者間で情報交換や意見交換を行う各地区の「支え愛活動会議（旧称：ふれあいサポート活動会議）」により、地域における支え合いの活動の充実を図りました。

また、区民の参加を得て区や区社会福祉協議会等が実施する「さわやかサービス」、「ファミリーサポート事業」の充実を図り、高齢者や子育て世代のニーズに対応した生活支援を拡充しました。

3) 地域の支え合いに必要な情報の活用と保護

地域での見守りや支え合いの活動において活用される個人情報について、情報の保護に配慮したうえで、支援を必要とする人の情報の適正な活用と共有化を図るため、「個人情報取扱いガイドブック」等による情報提供の充実を図りました。

また、情報取得が困難な人に対しては、広報しながわの個別配送や声の広報の提供、文字の拡大表示や多言語自動翻訳等に対応の電子書籍を配信しています。

4) 担い手の育成、拠点整備等活動しやすい環境づくり

区民が気軽に地域の支え合い活動に関われる環境づくりとして、活動のきっかけとなる機会やしくみを充実させるため、つどいの場などのサロン活動の運営支援や拠点の拡充を図ってきました。

また、地域ではつらつとボランティア活動を行う高齢者の支援として、指定の活動を行った人にポイントを付与する「地域貢献ポイント」の拡充を図りました。

(2)「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」の主な成果・実績

1) ユニバーサルデザインの普及啓発

「困ったときはおたがいさま」という意識啓発の活動として進める「おたがいさま運動」をとおして、ユニバーサルデザインの知識やまちなかで困っている人への声のかけ方などについて、区職員、区民、児童が学ぶ場の充実を図りました。

また、身近な地域で認知症の人や家族を支える支援の輪を広げるため、認知症サポーター養成講座も拡充しました。養成の対象は、金融機関やスーパーマーケット等の企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校など、職種や世代が広がっています。あわせて、認知症カフェなどにより、認知症への理解を促進しています。

2) 誰もが安心して外出できるしくみづくり

誰もが安全・快適に外出できるよう、移動のための案内・誘導として、多言語対応するなど、区設置の駅前の案内サイン等を更新しています。

また、交通マナーの啓発や交通安全教育の充実として、区内各警察署等と連携し、交通安全講習会の開催や刊行物の配布等により交通安全対策を実施しています。

3) 公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進

「品川区まちづくりマスタープラン」において都市活性化拠点に位置付けられている「大井町駅周辺」と地域生活拠点に位置付けられている「旗の台駅周辺」を重点整備地区とし、基礎調査や庁内会議、協議会設置、まち歩き点検などによる検討を経て、それぞれの計画を策定しました。

また、無電柱化などによる快適な道路空間の創出や、段差解消などによるだれもが安心して利用できる安全な公園づくりなどの取り組みを進めています。

4) 事業者に対するユニバーサルデザイン推進の支援

地域住民・地域活動団体・障害者団体の代表者や鉄道・バス事業者等により構成する「やさしいまちづくり推進協議会」を開催しました。協議会では、区・事業者からの最新の関連事業の報告やハード・ソフト両面の施策についての情報交換、日常生活で感じている不便な点等についての意見交換により、多様なユニバーサルデザインの取り組みの推進を支援しました。

4. 地域福祉で取り組むべき今後の重点課題

品川区の統計やアンケート調査等からみえてきた課題を次のようにまとめました。

(1) 偏見や差別のない地域づくり

偏見や差別をなくしていくためには、そうしたことを許さない意識づくりや地域づくりが重要です。そのためには、様々な機会をとらえて、人権や思いやりなどを考える場を拡充するとともに、困難な問題を抱える人たちに対する理解を深めていくことが求められます。

また、区民アンケートでは、「隣近所の人のこと知らない」、「新たな転入者と昔から居住している住民との交流が難しい」などの意見もありました。地域のつながりが希薄化する中、近隣住民同士の日頃のあいさつなどによる顔の見える関係の地域づくりが求められています。

(2) 地域活動の担い手の発掘・育成

福祉活動をはじめとした地域活動やボランティア活動においては、地域の様々な人が積極的に関わっていくことが必要となっています。現在、地域活動の運営者や参加者においては、固定化や高齢化が課題となっており、新たに参加する人を求めています。

一方、地域とつながりを持つことなく過ごしている人の中には、地域福祉やボランティアの活動に興味や関心を持っている人もいます。そうした人が、楽しみややりがいを感じながら地域の活動に参加し、担い手の輪が広がるようなきっかけづくりが求められています。

(3) 包括的な相談支援体制の充実

住民が抱える生活課題は多様で複合的になっており、そうした課題はほかの人からは見えにくいものです。地域における孤立や孤独をなくし、孤立死や虐待を未然に防ぐためには、日頃から声をかけ合い、何かあったときに相談し合う関係を築くことが大切です。また、地域住民による支え合いだけでなく、区や専門機関の横断的な連携を推進し、包括的な相談支援体制を強化することが求められています。

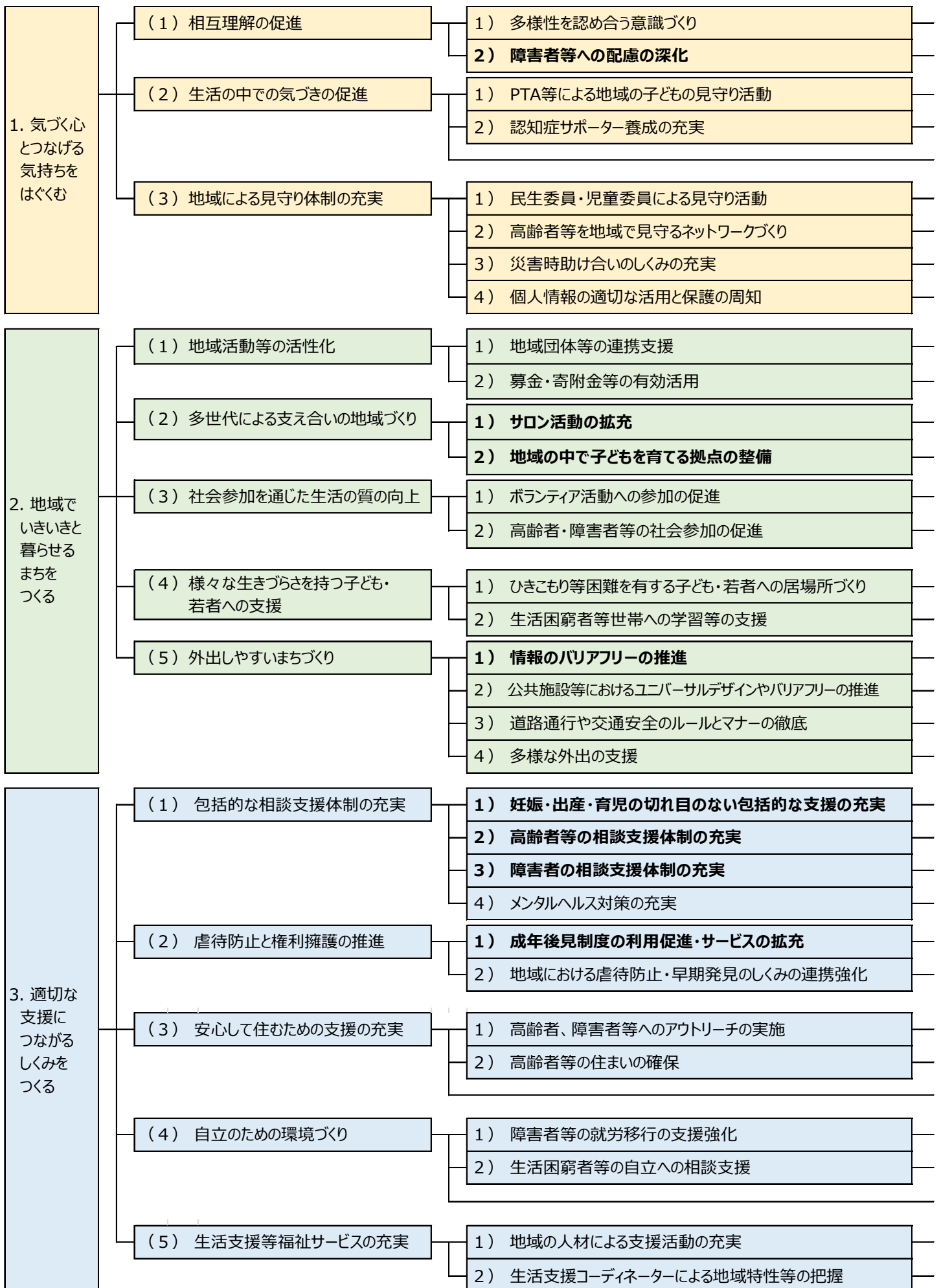
第3章 第3期に推進する施策

施策の体系

【施策の柱】

【施策の方向性】

【施策】 ★太字は重点



【具体策】 () 内はコラム

—	ダイバーシティとインクルージョンの推進
—	障害者差別解消法の普及啓発、ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動の普及啓発
—	83（ハチサン）運動の実施
—	認知症サポーター養成事業の実施
—	（自分のできる手助けから始めてみましょう）
—	（民生委員・児童委員の見守り活動）
—	高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実、品川くすみ高齢者見守りネットワークの充実
—	品川区要配慮者支援体制の充実
—	（地域福祉活動のための個人情報の取り扱いについて）
—	支え愛活動会議等の充実（地域で活動されている団体の紹介）
—	共同募金・地域振興基金の有効活用
—	ほっと・サロンの運営支援・拡充、認知症カフェ等の拡充、親子サロンの実施、子育て交流サロンの実施
—	子ども食堂の開設支援、しながわ子ども食堂ネットワークの充実
—	ボランティア情報の収集・発信、ボランティア団体・企業等の活動の支援
—	高齢者多世代交流支援施設等の有効活用、高齢者社会参加促進支援事業の実施、地域貢献ポイント事業の拡充、高齢者の就業支援、障害者地域生活支援事業の実施
—	子ども若者応援フリースペースの開設
—	生活困窮者等世帯への学習等支援、子どもの未来応援プロジェクト
—	支援を必要とする人への情報提供体制の充実、まちなかの案内の充実、バリアフリーマップの充実
—	（すべての人にやさしいまちづくりの推進）
—	（放置自転車クリーンキャンペーン）
—	移動支援サービスの充実、手話通訳者等コミュニケーション手段の充実
—	しながわネウボラネットワークの充実
—	在宅介護支援センターの充実、支え愛・ほっとステーションの充実
—	相談拠点の整備、精神障害者の地域生活支援、療育支援体制の強化、発達障害・思春期サポート事業の実施、地域生活支援拠点の整備
—	精神専門医相談、精神保健講演会の実施、ゲートキーパー養成研修の実施
—	成年後見サービスの拡充、市民後見人養成事業の充実
—	区立児童相談所設置に向けた検討、しながわ見守りほっとラインの実施、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催、要保護児童対策地域協議会の開催
—	認知症初期集中支援事業の実施、地域生活安定化支援事業の実施
—	高齢者住宅生活支援サービス、居住に関する支援のしくみの検討
—	（住み慣れた地域で安心して暮らしていくために）
—	障害者就労支援センターの充実
—	生活困窮者自立支援事業の実施
—	（保護司をご存じですか）
—	制度の対象とならない人への対応、すけっと品川養成講座の実施
—	地域特性等の把握

施策の柱1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ

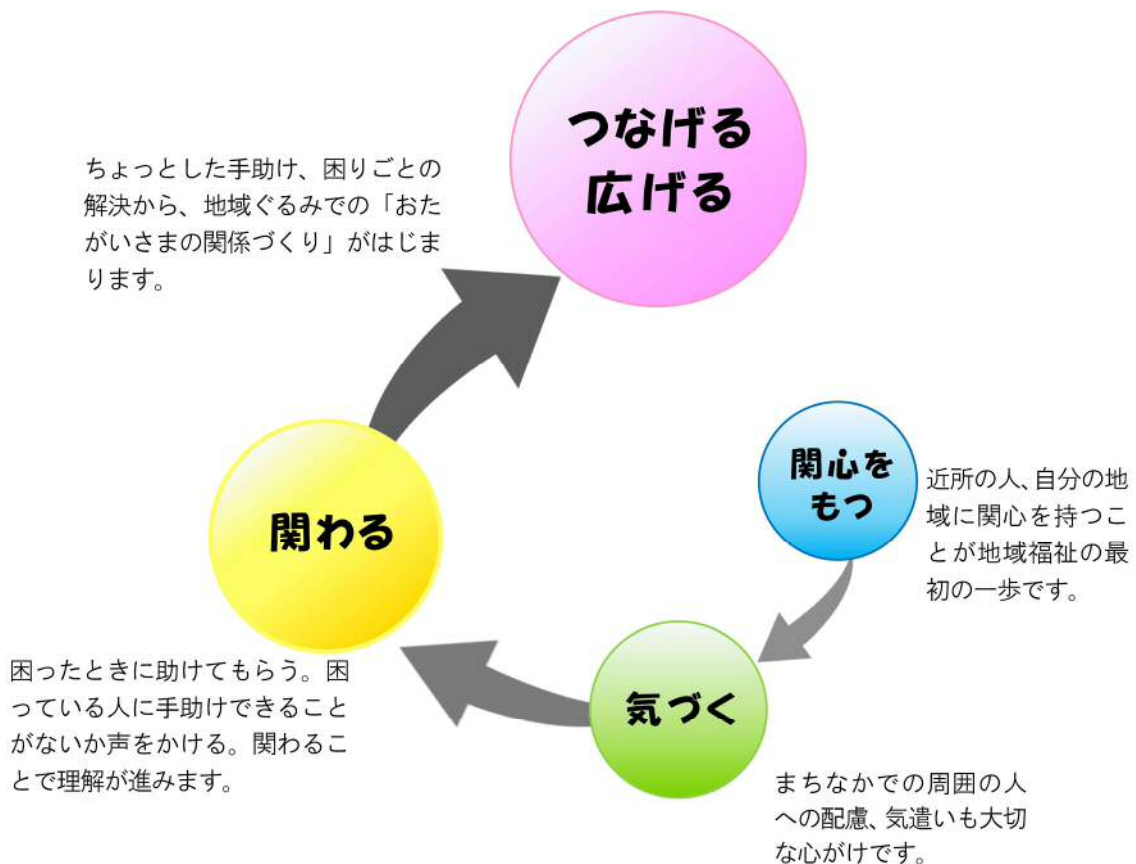
背景とねらい

地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、様々な違いがあります。そういった違いから、とまどいや不安を感じる人がいます。

品川区は、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加しています。

一人ひとりが、周りの人や地域に関心を持ち、お互いに理解を深めることが地域福祉の最初の一步となります。そこから、地域のつながりが生まれ、自分のできる範囲で周りの人の困りごとを「我が事」と感じて、関わっていくことで地域が活性化していきます。

図 気づきのイメージ



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



新しく転居されてきた
近隣の方と関係を築く
のが難しいです。

人と関わるのが苦手な
人がいることもわか
ってほしいです。



近所の高齢者の方が登下
校中の子どもたちにいつ
もあいさつをしてくれて
安心して暮らせています。



まちなかで「何か
手伝えることはあ
りますか？」と声
をかけてもらえる
とうれしいです。



地域の課題

- ・ 様々な偏見や差別の解消のための相互理解の機会を充実させる。
- ・ 日常の近隣のつながりにより、地域において孤立している人・家庭を少なくする。
- ・ まちなかで、あいさつや困っている人への声かけがあたりまえになる地域をつくる。

計画期間中の区の目標

- ・ 区民や事業者が地域福祉を学べる機会を提供します。
- ・ ゆるやかに見守り合う地域となるよう支援します。

施策の方向性と施策

方向性（１） 相互理解の促進

地域福祉を推進していく上で、まずは、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認め合い、偏見や差別がなくなるよう、取り組みを進めていきます。

<施策の展開>

1) 多様性を認め合う意識づくり

様々な人が暮らす地域において、自分の価値観で思い込んだり、気持ちを押し付けることなく、一人ひとりがそれぞれの個性を認め合うことは、偏見や差別をなくすことへの重要なポイントです。高齢者や障害者、性的（セクシュアル）マイノリティ*等を特別視することなく、多様な人たちが社会の中で普通の生活が送れるように、互いに支え合って生きる社会をめざし、区は様々な形で意識の普及啓発を行います。

*性的マイノリティとは …「身体の性と性自認（性の自己認識、心の性）が一致し、性的指向（好きになる相手の性別）が異性」というパターンにあてはまらない人のこと。

【具体策】

■ ダイバーシティ・インクルージョンの推進

誰もが互いに認め合う社会を具体化するためには、多くの人がダイバーシティ*とインクルージョン*の意識を持つことが必要です。ダイバーシティ・インクルージョンの実現は、あらゆる人を地域社会に迎え入れ、その能力と個性が発揮され、やりがいを感じられることにつながります。

区では、こうした考え方に対する理解を促進するため、講座や講演会を開催するほか、広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な媒体を活用して、広く区民へ周知を図っていきます。

*ダイバーシティとは …「多様性」や「一人ひとりの違い」という意味で、年齢、人種や国籍、心身機能、性別、性的指向、性自認、宗教・信条や価値観だけでなく、キャリアや経験、働き方、企業文化、ライフスタイルなど多岐にわたります。

*インクルージョンとは …「包括・包含」や「受け入れる・活かす」という意味を持ち、自分と違うこと（属性、意見、価値観など）を理由に排除するのではなく、共存、受け入れることと言えます。

2) 障害者等への配慮の深化 重点

区民アンケート調査の結果から、現状では、「障害のある人に対する差別がある」と感じる区民が少なくないことが明らかとなっています。すべての人が人権や尊厳を尊重し合えるよう、障害者をはじめ、高齢者や外国人等への理解を促進し、偏見や差別のない社会をめざしていきます。

相手を思いやり、支え合うという気持ちは、様々な体験をとおして培われるため、子どもの頃から人権や福祉について学ぶ機会を充実させていきます。

【具体策】

■ 障害者差別解消法の普及啓発

障害者差別解消法では、国や地方自治体、会社やお店などの事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることにより、障害のある人もない人も、共に暮らせる社会の実現をめざしています。また、国民に対しても、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与することが求められています。

区では、区民一人ひとりが、障害および障害者への理解を深め、障害者への配慮や気配りができるように、品川区障害者差別解消法ハンドブックを作成し、国や都の刊行物とあわせて効果的に普及啓発を図っています。



品川区障害者
差別解消法ハンドブック

■ ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動の普及啓発

区では、ユニバーサルデザインの考え方などを基にした「おたがいさま運動」を推進しています。この運動は、困っている人がいたら助ける、困ったときには「助けて」と言える、支え合いのまちづくりを進めるものです。ユニバーサルデザインやおたがいさま運動を周知し、理解促進を図るために、区民、区立学校児童などを対象にした研修を実施していきます。



おたがいさま運動
学習会の様子

方向性（２） 生活の中での気づきの促進

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、ほかの人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

<施策の展開>

1) P T A等による地域の子どもの見守り活動

子どもの見守り活動として、登下校時のパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となった活動を推進します。

【具体策】

■ 83（ハチサン）運動の実施

小学生の登下校時間である午前 8 時と午後 3 時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83 運動」を P T A と推進委員会が主体となり進めています。本運動の普及のため、ポスターやパンフレット、啓発グッズの作成や広報紙への掲載などにより周知しています。

2) 認知症サポーター養成の充実

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気ですが、高齢化の進展にともない今後も増加が見込まれます。区民の認知症に対する正しい理解を促進し、偏見の解消に取り組むとともに、地域ぐるみで認知症のある人やその家族を支えていきます。

【具体策】

■ 認知症サポーター養成事業の実施

地域の人たちが認知症について正しく理解し、認知症の人や家族が困ったときに手助けをしてくれると、認知症になっても安心して住み続けることができます。金融機関、スーパーマーケットなど企業、町会・自治会、高齢者クラブ、区立学校などと連携し、幅広い職種や世代の認知症サポーター養成を進めています。

コラム 自分のできる手助けから始めてみましょう

誰かを支えるということは、支えられる人のためだけではありません。多くの人は、誰かの役に立てると、うれしい気持ちになります。

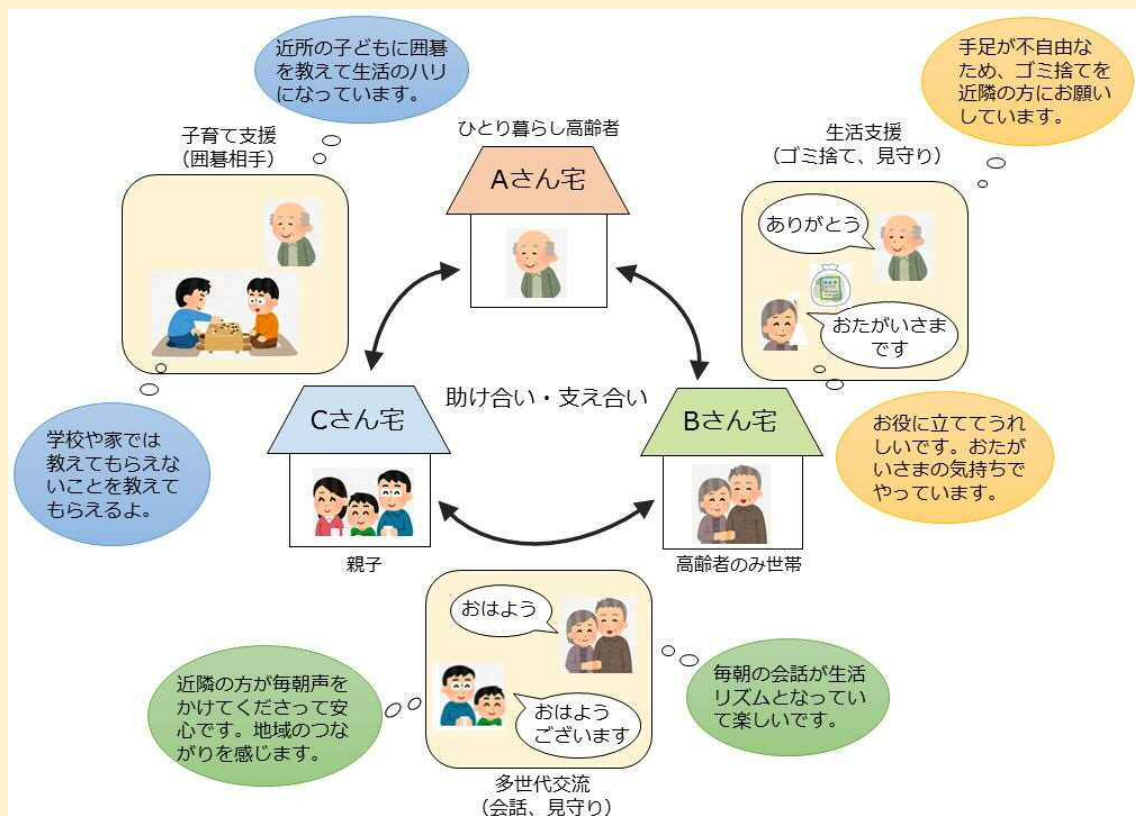
人は、「支える人」と「支えられる人」に二分されるのではなく、誰もが「支え手」であり、「受け手」でもあります。

人に助けを求めることが苦手な人もいますが、まちなかで「ちょっと手伝ってほしい」と言われれば、手助けしようと思っている人は多くいます。

無理なく自分のペースで生活していくために、ときには「助けられ上手」になることも大切です。

小さな手助けなど、自分のできることから始めてみませんか？

支え合いのイメージ ～自分に合った、自分も楽しむ支え合い～



方向性（３） 地域による見守り体制の充実

区内では、町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員等により、地域でのゆるやかな見守りの活動が根付いていますが、共働きなどで日中留守の世帯や高齢者のみの世帯が増え、日頃の近所付き合いが希薄になることもあります。

近年、インターネットの進展や取引の複雑化により、高齢者等が消費者トラブルに巻き込まれるケースも増えていますが、そうした背景には、何かあったときに身近に気軽に相談できる人がいないことなどが挙げられます。

緊急時や災害時などのいざというときだけでなく、普段から地域で安心して暮らしていくために、日頃から地域ぐるみでの見守りや相談し合える関係性をつくるのが大切です。区では、地域住民の支え合いによる様々な見守りのネットワークのしくみの充実を図っていきます。

<施策の展開>

1) 民生委員・児童委員による見守り活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める「児童委員」も兼ねて、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭、生活困窮者などからの多様な相談を受け、必要に応じて関係機関につないでいます。

また、子どもや子育てに関することを専門に対応する主任児童委員は、学校や児童相談所、児童センターなどと連携しながら問題解決に向けて活動しています。

コラム 民生委員・児童委員の活動

通常の高齢者相談員・児童委員の活動のほかに、区では、独自の制度として、「高齢者相談員」を委嘱し、希望するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への訪問活動を行っています。一人ひとりの悩みや不安に寄り添い、相談内容に応じて関係機関へ橋渡しします。

また、高年者懇談会の開催や、地域の中で高齢者や児童などへの声かけ、地域行事や学校行事への参加など、地域福祉のために様々な活動を行っています。

2) 高齢者等を地域で見守るネットワークづくり

核家族化が進み、高齢者のみの世帯や日中独居高齢者等が増加していることから、区は町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員、民間企業など、地域で見守る重層的なネットワークの強化に取り組んでいます。

また、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちをめざし、認知症に関する基礎知識や予防から発症まで状態に応じて活用できる支援や相談場所などを「品川“くるみ”認知症ガイド」により周知しています。

【具体策】

■ 高齢者等地域見守りネットワーク事業の充実

区は、地域特性に応じた見守り活動を実施する町会・自治会に対して、活動の支援を行っています。

また、地域の一員である民間企業と協定を結び、その協力を得て、地域での見守りを重層化・ネットワーク化することで、気づきの視野をさらに広げています。

■ 品川くるみ高齢者見守りネットワークの充実

高齢者等が行方不明や身元不明になったときの早期発見・身元判明を目的として、区に事前登録した人に対し、登録情報と連動したアイテムを配付しています。行方不明高齢者の家族等からの依頼に応じて、警察や在宅介護支援センター等と連携し、地域全体で認知症を含む高齢者を見守るしくみを強化していきます。



品川“くるみ”認知症ガイド



品川くるみ高齢者見守りアイテム

3) 災害時助け合いのしくみの充実

近年、日本の各地で、大規模の地震や台風などの自然災害が発生しています。災害に備え、防災用品を備蓄したり、防災訓練等を行うと同時に、避難方法について話し合い決めておくことが大切です。特に、子どもや高齢者、障害者、在宅難病患者、外国人などは、災害時に配慮が必要になることがあります。

災害時・緊急時に住民同士が助け合えるように、平常時からそうしたしくみや関係を構築しています。

【具体策】

■ 品川区要配慮者支援体制の充実

災害発生時における要配慮者の支援を円滑に行うため、該当者に意向調査を行い、平常時より登録希望者の名簿（品川区避難支援個別計画作成名簿）を関係者に配布するとともに、「支援体制づくりの手引き」を作成するなど、要配慮者の支援体制構築に努めています。

また、日頃から地域の防災訓練に参加することが、地域や近隣の人を知るきっかけにもなります。各種防災訓練の周知を図り、災害時にも安心・安全なまちづくりを推進します。

なお、災害発生時は、「品川区地域防災計画」に基づいて対応します。



要配慮者を避難誘導する
訓練の様子



避難支援個別計画
作成の様子

4) 個人情報の適切な活用と保護の周知

地域福祉は、地域住民や関係者が交流し、支え合うことを目的とする活動のため、個人情報を取り扱うことが必要な場面も出てきます。個人情報を提供することに不安を感じる人もいるため、個人情報の提供を求める際には、取り扱いに配慮が必要です。

区は、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、地域住民などへの適正な活用と保護を周知していきます。

コラム 地域福祉活動のための個人情報の取り扱いについて

区では、「品川区情報公開・個人情報保護条例」により、個人情報を適正に取り扱うために、次のとおりルールを定めています。

① 個人情報の取得

- 目的を明確にし、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で取得しましょう。
- 思想、信教、信条に関する情報、個人の特性に関する情報、社会的差別の原因となるおそれのある情報については、原則として取得してはいけません。
- 原則として本人から収集しましょう。

② 個人情報の保管・管理

- 正確かつ最新の状態を保ちましょう。
- 漏えい、滅失、改ざん等を防止するなど適正な保管や管理を行いましょう。
- 必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去しましょう。

③ 個人情報の利用・提供

- 利用目的以外で利用しないでください。ただし、本人の同意のある場合などには、利用目的以外での利用や提供をすることができます。

こうしたことを参考に、ルールを守りながら、安心して生活できる地域づくりのための地域福祉活動にご協力をお願いします。

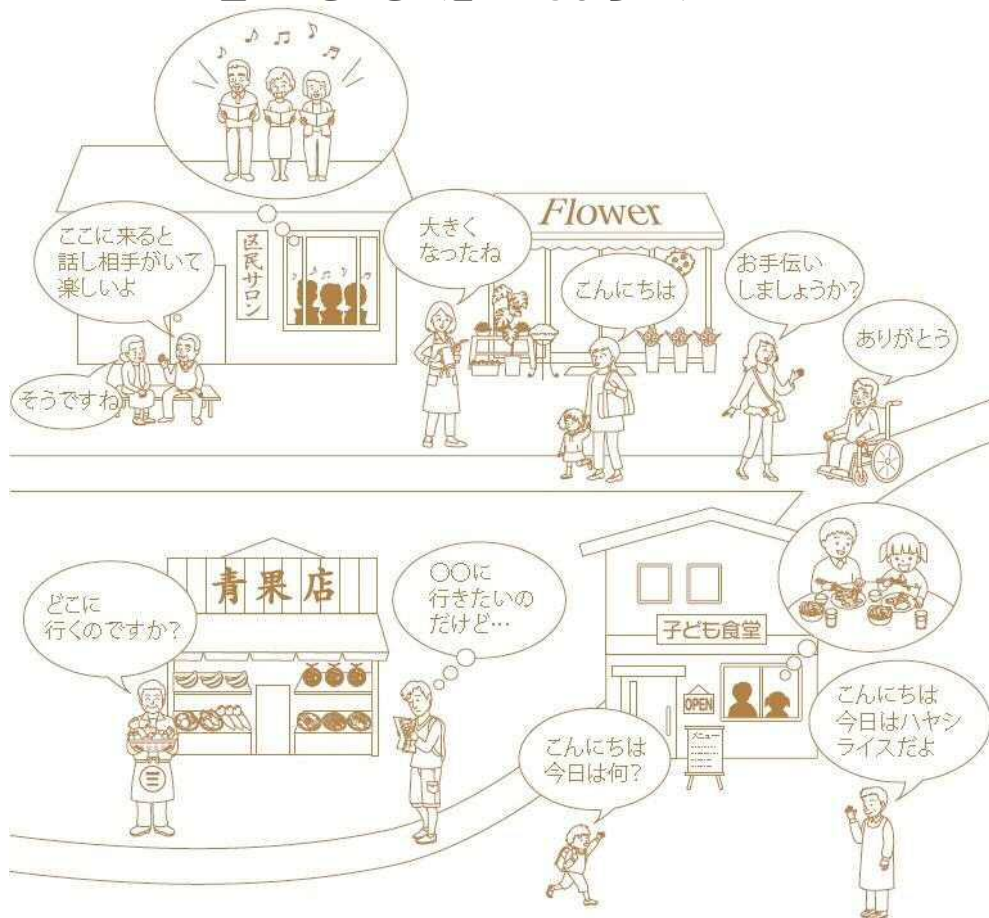
施策の柱2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる

背景とねらい

暮らしやすく安心な地域づくりのためには、周りの人とつながりを持つことが大切です。たとえば、普段、生活している学校、職場、家庭等では知り合えないような人に出会えること、顔なじみの関係ができること、居場所ができること、地域をベースとした共通の目的を持った活動を行うことなどが挙げられます。地域のイベント、行事、お祭りなどに参加するだけでも、地域とのつながりを持つこととなります。

現在、区内には、様々な地域活動の場と機会があり、多くの人に参加しています。今後も、子どもから大人まで地域に暮らすすべての区民が、それぞれの役割を果たしながら、交流し、困ったときには支え合って、皆がいきいきと暮らせるまちをつくることをめざしています。

図 いきいきと過ごせるまちのイメージ



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



働いていても空いた
時間でできる地域の
活動があればはじめ
てみたいです。

自分が参加しているつどいの場に
地域の子どもたちが来てくれる
ときは、みんなすごく楽しんで交流
しています。



企業でも、地域交流を目的
としたイベントを開催して
います。少しずつ地域の方
に定着し、喜んでもらえて
うれしいです。



点字ブロックの上に自
転車を置かないように
しています。
みんなのちょっとした
気遣いで外出しやすい
まちになるとよいと
思います。



近所づきあいが少ない人
が家に閉じこもりがちに
ならないように、気軽に
集まれるような場所が
あるとよいと思います。



地域の課題

- ・地域活動やボランティア活動の輪を広げる。
- ・身近で気軽に参加できるイベントやサロン（つどいの場）の開催を充実させる。
- ・いろいろな経験や特技を持った人・団体間の連携のしくみをつくる。

計画期間中の区の目標

- ・高齢者や子育て世代など多世代の交流を推進します。
- ・地域活動やボランティア活動を周知します。
- ・すべての人にとって外出しやすいまちになるよう環境を整備します。

施策の方向性と施策

方向性（１） 地域活動等の活性化

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が根付いています。特に、町会・自治会は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を積極的に行っています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、様々な形で連携しています。

地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、区は場の提供、運営支援等を通じて、地域活動の活発化を図っていきます。

また、社会福祉法人・企業による地域貢献の取り組みや募金などを通じた地域活動の支援も、地域福祉の推進につながります。

<施策の展開>

1) 地域団体等の連携支援

各地区の町会・自治会、高齢者クラブなど各団体が地域で活動しやすくなるよう、各団体の情報共有、連携・協力を支援するとともに、地域住民相互の助け合い活動の活性化を図ります。

【具体策】

■ 支え愛活動会議等の充実

各地区において開催する会議により、地域住民代表・地域団体間で情報交換・意見交換を行い、地域の支え合い活動の充実を図っています。



八潮地区支え愛活動会議の様子



大崎第一地区支え愛ひろば
(子どもから高齢者までが交流)

コラム 地域で活動されている団体の紹介

➤ 町会・自治会

地域を基盤に、地縁という絆で結ばれた住民の自主的な共同体です。お祭りなどの地域行事、住民の交流のための活動、防犯防災の取り組み、清掃や環境美化活動など、様々な活動をとおして、よりよい地域コミュニティづくりに取り組んでいます。

区では、町会・自治会の活動の活性化を推進するために条例を制定し、加入促進活動への支援をはじめ、活動や運営に関する支援策を積極的に推進しています。

➤ 高齢者クラブ

高齢者クラブは町会等を単位に結成した自主的なグループで、健康教室、茶話会のお誘いなど的高齢者相互の助け合いや趣味、花づくりなど、地域で活動しています。

➤ 青少年対策地区委員会

青少年の健全育成、指導育成、社会環境の浄化活動を目的として設置されたボランティア組織です。区内 13 地区で、家庭や学校などと協力し、区や関係機関との連携を図りながら、地区運動会やバスハイクなどのイベントの企画・運営、子どもの生活環境の調査など、地域の実情に応じた様々な活動を実施しています。

➤ 青少年委員会

青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、ジュニア・リーダー教室、親子ネイチャープロジェクトなどを運営しています。

2) 募金・寄附金等の有効活用

共同募金や寄附金などの財源が、地域の活動に助成されるしくみを進めています。日頃、地域の活動に積極的に携わることができなくても、寄附等により活動を支援することもできます。区は、共同募金、赤十字募金、福祉団体への寄附金等助け合いの活動を周知することで支援しています。

また、社会福祉法人や企業による地域貢献の取り組みも適宜、区民に向けて情報提供等を行うことで、地域活動の活性化につなげます。

【具体策】

■ 共同募金・地域振興基金の有効活用

共同募金とは、地域福祉向上のための資金を集める民間の運動です。町会・自治会等の協力により地域で集めた資金を、区内の社会福祉施設やNPO法人、ボランティア団体等に配分し、地域のために役立てています。

また、地域課題や社会的課題の解決を行う区民団体の事業助成に、区の地域振興基金が活用されています。地域振興基金は、区民等からの寄附金が原資となっています。

いずれも、趣旨とあわせて広報紙などで活動や活用事例について、周知を図っていきます。

方向性（２） 多世代による支え合いの地域づくり

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場合は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代の人、障害者など、多世代の区民の身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めています。サロン活動などを企画、運営する側も、利用する側も楽しくいきいき過ごせるよう、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを進めていきます。

<施策の展開>

1) サロン活動の拡充 **重点**

誰もが気軽に参加できる地域の憩いの場において、ふれあい、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としてもその効果が期待されています。

区は、対象・内容等が多様なサロン活動を促進するため、地域の集会所、シルバーセンターなど既存の施設のほか、町会会館、マンションなど集合住宅の集会室等の活用による開催場所の検討や新規開設の団体を支援します。

【具体策】

■ ほっと・サロンの運営支援・拡充

ほっと・サロンとは、身近な地域で、住民が世代を超えてつどい、参加者自身が運営するサロン活動です。

区社会福祉協議会と連携し、多様なサロン活動の促進のために、各種活動団体と新規開設の団体を支援しています。



■ 認知症カフェ等の拡充

認知症の人やその家族・介護者、地域住民、専門職など、誰もが住み慣れた地域で気軽につどいことができる場である認知症カフェは、地域の中で認知症の人とその家族を支えるつながりの強化の役割を担っています。

区では、今後も、開設を支援していくとともに、さらなる認知症カフェの周知を図っていきます。

【具体策】

■ 親子サロンの実施

児童センターでは、乳幼児親子が安心して自由に過ごせる居場所の提供を実施しています。利用者同士の交流の促進や、必要に応じて子育て相談にも応じ、子育ての孤立防止を図っています。

■ 子育て交流サロンの実施

区では、0～2歳児と保護者を対象にした子育て交流サロンを平塚橋ゆうゆうプラザ・大崎ゆうゆうプラザ・荏原文化センターの3箇所で実施しています。子育て相談、親子の交流・ふれあい企画等、乳幼児親子が気軽に立ち寄れるひろばとして交流を促進しています。



2) 地域の中で子どもを育てる拠点の整備 重点

子どもや子育てをしている人を地域の中で見守る拠点の整備が進んでいます。近年、核家族化、保護者の就労、ひとり親家庭の増加等により、子どもがひとりでご飯を食べるいわゆる「孤食」が増えています。子どもを地域で見守り育てる場としてスタートした子ども食堂は、今後、対象を子どもに限定せず、世代を超え、地域食堂に展開することも検討していきます。

【具体策】

■ 子ども食堂の開設支援

子ども食堂は、ここ数年で全国に広まっています。区では、地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設を支援し、フードバンクなどのネットワークを構築することにより、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを図っています。

■ しながわ子ども食堂ネットワークの充実

子ども食堂ネットワークに登録した会員同士が子ども食堂開設のノウハウや運営上の悩みなどを情報共有できるように支援しています。今後は、場所・人材・食材等の支援を企業や地域から集めるしくみづくりの充実に向けて、関係者間の連携を強化していきます。



方向性（3） 社会参加を通じた生活の質の向上

地域活動やボランティア活動への参加、就労等は、生活の質の向上や本人の生きがいがづくりにつながります。

一方、地域福祉やボランティアに興味や関心はあっても、仕事や家事など日常の生活で忙しく、まとまった時間を取ることは難しいという区民も少なくありません。また、これまで地域の活動などに参加していなかった子育てが一区切りした人や定年退職後の人からは、自分は地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) ボランティア活動への参加の促進

近年、学校や職場で行われている体験により、地域活動やボランティア活動に携わる人が増えています。また、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピック大会のボランティア活動に注目が集まっています。

こうしたことをきっかけに、地域の活動に携わる人を増やしていくため、区は、区社会福祉協議会品川ボランティアセンターと連携し、ボランティアの情報提供や講座開催など様々な面から活動の支援を行っていきます。

【具体策】

■ ボランティア情報の収集・発信

ボランティアに参加したい人、ボランティアを募集したい人それぞれに必要な情報を届けられるよう、情報提供の体制を整備していきます。

■ ボランティア団体、企業等の活動の支援

区社会福祉協議会は、登録ボランティア団体へ活動継続のための支援やボランティア団体間の連携支援、団体活動の方向の充実を図っていくとともに、ボランティア団体の立ち上げ支援を行っています。

また、連絡会や情報発信の充実、社会福祉施設・ボランティア団体等との連携支援により企業のCSR*活動の強化を支援していきます。

*CSRとは… Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略で、企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくという概念、またそのための活動のこと。

2) 高齢者・障害者等の社会参加の促進

高齢者や障害者等が、できるだけ長く社会とつながることにより、閉じこもりや孤立化を防止するため、様々な社会参加活動や就業の支援を実施しています。誰もが「楽しい」「うれしい」と感じながら地域の中でいきいきと暮らしていけるよう、様々な取り組みを行っていきます。

【具体策】

■ 高齢者多世代交流支援施設等の有効活用

高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）は、シルバーセンターの改築・改修にともない、バリアフリー化した地域に開かれた施設です。

区は、高齢者の健康維持や生きがいをづくりを支援するとともに、高齢者と多世代の人の交流を促進していきます。



■ 高齢者社会参加促進支援事業の実施

これから高齢期を迎える世代の社会参加の促進を機軸としつつ、高齢者の価値観や生活様式の多様化に対応するため、元気な高齢者向けに健康・生きがい・仲間づくりのための各種事業を実施しています。

■ 地域貢献ポイント事業の拡充

地域でボランティア活動を行う高齢者を支援するため、指定の活動を行う人にポイントを付与しています。今後も、ボランティアの確保・養成をめざすとともに、対象となるボランティア活動の拡充を図っていきます。

■ 高年齢者の就業支援

高齢者の就業ニーズは質的にも量的にも拡大しており、生きがいをづくりとしての就業や短時間就業などの多様化に対応するため、区ではシルバー人材センターと概ね 55 歳以上の人の就業支援サービスを行う「サポしながわ」と連携し、総合的な就業支援を実施しています。

■ 障害者地域生活支援事業の実施

精神障害者地域生活支援センターたいむや、地域活動支援センター「逢（あえる）」において、手芸などの創作的活動や生産活動の機会の提供等を推進しています。



方向性（４） 様々な生きづらさを持つ子ども・若者への支援

少子高齢化やインターネットの普及等による情報化など、子ども・若者をめぐる環境が大きく変化し、社会生活を営む上で困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区では、そのような子ども・若者やその家族への様々な施策を展開し、地域全体で見守っていきます。

<施策の展開>

1) ひきこもり等困難を有する子ども・若者への居場所づくり

不登校や高校中退、ニート、ひきこもりなど様々な生きづらさを抱える子ども・若者や、その家族に寄り添い、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の実践を推進しています。

【具体策】

■ 子ども若者応援フリースペースの開設

仲間と過ごすコミュニケーションスペースを設け、専門スタッフが常駐する居場所づくりを展開しています。また、総合相談窓口として、必要な専門支援機関へ取り次ぎます。

2) 生活困窮者等世帯への学習等の支援

将来を担う子どもたちの生活や成長に対して、貧困は様々な影響を及ぼします。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と、教育の機会として学習支援事業を行っています。

【具体策】

■ 生活困窮者等世帯への学習等支援

子どものいる生活困窮家庭に、カウンセリングや家庭訪問を実施し、必要に応じ、適切な機関や事業を紹介します。また、一部の学習塾等の費用や受験費用の貸付なども行っています。

■ 子どもの未来応援プロジェクト

大学や専門学校等をめざす、低所得世帯の高校生に対し、自学自習や学習指導の場を提供したり、受験まで精神的サポートも行い、進学資金の相談にも応じるなど、様々な支援を行っています。

方向性（５） 外出しやすいまちづくり

すべての人にとって外出しやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化や、鉄道事業者へのエレベーターの設置助成等により、誰もが利用しやすいまちなかの整備に努めています。地域の特性に合わせ、大井町駅や旗の台駅の駅周辺地区においてバリアフリー計画を策定し、歩道勾配の改善や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを行っています。今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。

また、ソフト面では、困っているときは支え合おうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」が重要です。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。

<施策の展開>

1) 情報のバリアフリーの推進 重点

外出や移動などの際に、必要な情報が多様な手段で適切に入手できると、行動範囲が広がることがあります。高齢者や障害者、増加する外国人等、情報の入手が難しい人への提供方法の工夫や充実を図っていきます。

【具体策】

■ 支援を必要とする人への情報提供体制の充実

「広報しながわ」を区内在住で希望する人に個別配送しています。電子書籍版は、10言語（2018（平成30）年12月時点）で配信しており、パソコン、スマートフォン等で閲覧可能で、音声読み上げにも対応しています。また、視覚障害者には「声の広報」を郵送やインターネット配信しています。

■ まちなかの案内の充実

公共建築物や道路等をはじめとしたまちなかのサイン（標識）を整備するとともに、観光パンフレットの多言語化などを推進していきます。

■ バリアフリーマップの充実

外出しやすいまちを進めるため、区有施設や公園・道路に設置されている「だれでもトイレ」を区ホームページに掲載しています。

2) 公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都条例）」、「東京都福祉のまちづくり条例」、「品川区における建築物等の福祉に関する整備要綱」などに基づき、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーを推進します。

コラム すべての人にやさしいまちづくりの推進

★バリアフリー計画まち歩き点検

面的なバリアフリーの推進にあたり、利用者や事業者とともにまち歩きを行い、課題を共有しながら、バリアフリー計画を策定しています。



バリアフリー計画策定の際のまち歩き点検の様子

★歩道のバリアフリー化

歩行者が歩きやすい空間を確保するため、歩道勾配の改善や段差の解消、電線類の地中化による無電柱化などの取り組みを進めています。



★ノンステップバスの導入

バス路線の整備と合わせ、バス事業者に対し、ノンステップバスの導入をさらに促進していきます。



写真提供：京浜急行バス(株)

すべての人が安心して外出ができるよう、まちなかの移動環境の整備に努めています。

3) 道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底

多様な人が過ごすまちにおいては、誰もが安心して移動できるように、放置自転車防止の啓発活動や交通安全講習会の開催等により、周りの人への気遣いを区民に周知しています。

コラム 放置自転車クリーンキャンペーン ～放置ゼロ キレイな街で おもてなし～

大井町駅・武蔵小山駅・五反田駅・青物横丁駅の4駅で、鉄道事業者や町会等と協力・連携し、駅前・商店街での自転車などの放置禁止を働きかけています。



4) 多様な外出の支援

身体的・精神的に一人では移動することに不安を抱える高齢者や障害者等が安心して外出できるよう、ソフト面で支援しています。

【具体策】

■ 移動支援サービスの充実

高齢者や障害者など一人での外出に不安がある人に、日常の買い物や散歩に付き添うなどの同行支援や、福祉タクシーなどの移動支援を行っています。

■ 手話通訳者等コミュニケーション手段の充実

区主催の講演会などにおいては、手話通訳者や要約筆記者を配置して対応するなど、外出機会の拡大を図っています。

施策の柱3. 適切な支援につながるしくみをつくる

背景とねらい

核家族化、少子高齢化、生活スタイルの変化等により、家庭内の生活課題に自分たちだけで解決することができず、相談できる人がいない、どこに相談したらよいのかわからないといった理由で、困りごとを抱えたまま時間が経過してしまうことがあります。こうした状況に対して、区では、区民が必要なときに相談できる地域に身近な窓口を設け、専門的なサービス等の公的支援の利用等につなげてきました。

また、ダブルケア*や8050問題*など複合的な課題の解決を図るために、地域福祉を担う多機関・多職種がそれぞれの強みや役割を活かしつつ、連携のためのしくみづくりに取り組んでいます。

さらに、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人や家族に対して、適切な支援を届けられるよう、専門職や社会福祉法人、NPO法人などの様々な団体と地域住民の連携の強化を図るとともに、横断的な相談支援体制を整備していきます。

*ダブルケアとは … 介護と育児に同時に直面する世帯のこと。

*8050問題とは … 高齢の親と無職独身の50代の子どもが同居している世帯のこと。

*多職種の連携とは… 福祉や医療などの分野でそれぞれに行っていた取り組みを、複数の分野の専門職（多職種）が連携して取り組むこと。

区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



困ったときに相談
できる場所がわか
りやすくなるとよ
いと思います。

本人だけでなく
家族も含めた
ケアをして
ほしいです。



新聞がたまっているなど、近隣
の方についていつもと違うと
感じたら相談窓口で連絡して
もらえるとありがたいです。



地域の課題

- ・生活の困りごとを地域で共有し、専門職対応だけでなく、地域住民と一緒に取り組めるしくみをつくる。
- ・様々な相談機関があることの周知や、気軽に相談できる場を増やす。
- ・医療、介護、福祉等の専門職が連携して相談支援にあたるしくみをつくる。
- ・様々な問題を抱える個人・家庭への包括的な支援を充実させる。



計画期間中の区の目標

- ・区民に身近な地域での相談の場を充実させます。
- ・制度の狭間の支援を必要とする人や社会的に孤立している人など、誰もが必要ときに相談・支援につながる体制をつくります。
- ・成年後見制度への理解促進を図ります。

施策の方向性と施策

方向性（１） 包括的な相談支援体制の充実

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あり、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげる必要があります。各相談機関では、様々な問題に対応するため、他機関との連携を強化して、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

区は、多様化する生活課題に対応するため、様々な分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談機関の相談員が、内容に応じて適切な調整や連携を行う「機能連携型」の相談支援体制をとっています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

<施策の展開>

1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援の充実 重点

子どもを安心して産み育てるためには、保護者と子どもの双方の健康、生活、育児などの様々な相談や支援が欠かせません。区は、新しい取り組みやサービスの充実をとおして、「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を進めています。

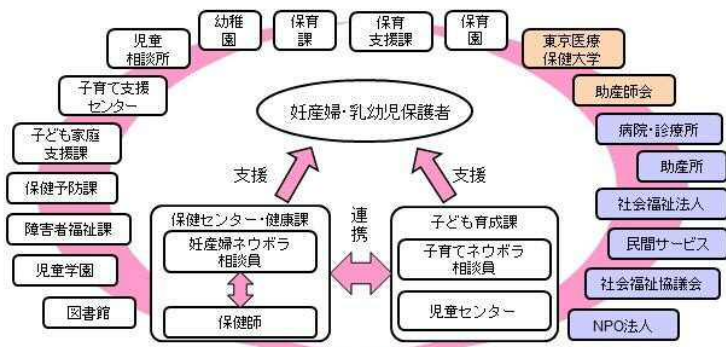
【具体策】

■ しながわネウボラネットワークの充実

妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のしくみとして、保健センターと児童センターに「ネウボラ相談員」を配置しています。各関係機関が連携しながら、母子保健、子育て全般

の相談やサービスの情報提供など、きめ細かな支援を展開しています。

図 しながわネウボラネットワーク



2) 高齢者等の相談支援体制の充実 重点

区には、65歳以上の方が8万人以上いますが、そのうち要介護や要支援の認定を受けている人は約1万5,000人、その他の人は自立した生活を送っており、多くの区民は、安心して住み慣れた我が家で暮らし続けたいと願っています。しかし、生活に不安や困りごとが出てきたときに、どこに相談すればよいのか、自分や家族はどのような支援を受けられるのかがわからない場合があります。

区では、区民にとって身近な相談窓口を設置し、高齢者本人とその家族の生活なども考慮しつつ、気持ちや意思をしっかりと聞き取り、支援していきます。

【具体策】

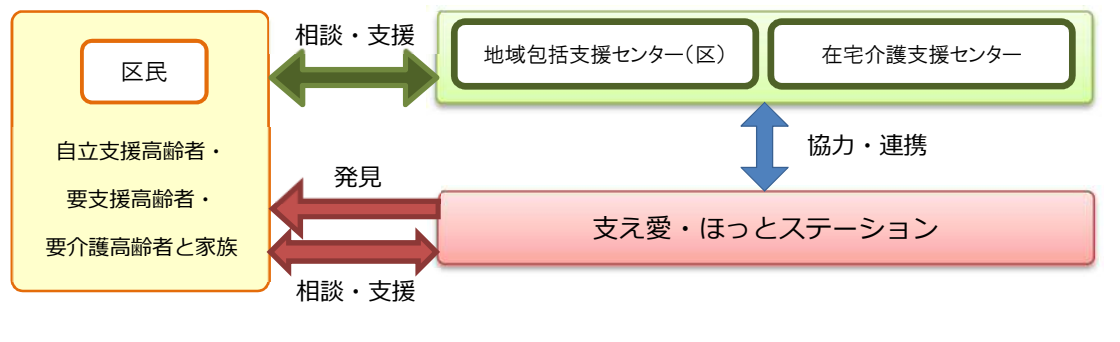
■ 在宅介護支援センターの充実

高齢者の状態の区分化と、一人ひとりに合わせた効果的なプログラムやメニューをケアマネジメントしています。区や関係機関と連携しながら、高齢者、その家族からの介護の専門的な相談対応、ケアプラン作成などを行うとともに、医療・介護や地域の様々な機関等との連携に取り組んでいきます。

■ 支え愛・ほっとステーションの充実

各地区に配置している支え愛・ほっとステーションのコーディネーターは、地域福祉コーディネーターとして、主に要介護認定を受けていない高齢者等の相談に対応しています。公的サービスでは対応できず、家族などからの日常的なサポートが期待できない人などに対して、地域と区と区社会福祉協議会が一体となり、生活基盤の支援を図っています。

図 高齢者等と家族の相談支援体制



3) 障害者の相談支援体制の充実 重点

障害者が、身近な地域で相談ができるよう、相談支援事業所を増やすことを検討するほか、相談支援に係る事業所および職員を対象とした研修の充実を図ります。

【具体策】

■ 相談拠点の整備

障害者の身近な地域での相談支援体制を早期に構築するため、既に地域に根付いている在宅介護支援センターでの障害者の相談支援の実施を検討していきます。

■ 精神障害者の地域生活支援

精神障害者が地域で生活していくために、退院後や閉じこもりがちの人に対し、服薬を含めた生活支援を医療機関等と連携して実施しています。また、単身生活をしている精神障害者に24時間、生活上の困りごとの相談対応を行っています。

■ 療育支援体制の強化

発達・発育に支援の必要な子を育てる保護者向けに、保健・保育・福祉・教育等の情報を提供し、成長を支える「発達支援ガイドブック」を作成し、配布しています。また、乳幼児から学齢期まで途切れることなく各成長段階に応じて必要な支援が受けられるよう、障害児の発達状況や生活状況、医療や福祉情報等を保護者が記録できる「しながわっこのサポートブック」の活用も周知しています。

■ 発達障害・思春期サポート事業の実施

発達障害や、その特性を持つと思われる思春期以降の児童とその親の抱える悩みや課題に対する相談や支援を行うことで、親の関わり方を見直すきっかけや、子どもたち自身の自己認知を高め、自立支援のきっかけづくりを行っています。また、発達障害に関する啓発や支援者の養成も行っています。

■ 地域生活支援拠点の整備

地域の社会資源を活かした居住支援のための機能の面的整備を推進し、地域生活支援拠点機能の構築を図ります。

4) メンタルヘルス対策の充実

本人、家族・近隣住民等からのこころの相談件数は、年々増加傾向にあり、内容も多様化しています。仕事や人間関係のストレス、社会からの孤立や孤独、経済的な困窮、病気や障害など、こころの病には様々な要因があると考えられますが、一見しただけではわからない場合もあります。

悩んでいる人に寄り添い、関わりをとおして孤立や孤独を防ぎ、必要な支援につなげるなどの対応を図ることが自殺予防にもつながります。

こころの病は誰でもかかりうること、早期の発見・治療が大切なことなどを、区民に周知するとともに、相談機能の充実、体制の強化を図ります。

【具体策】

■ こころの健康相談

精神疾患を含む様々な病気や不安を抱えている本人やその家族を対象に、保健センターの保健師・心理職等が、訪問や面接、電話相談等により、関係機関と連携しながら対応するなど、個別支援を実施しています。

■ 精神専門医相談

疾患を抱える本人やその家族を対象に、保健センターで、精神科専門医による相談事業を実施しています。

■ 精神保健講演会の実施

区民や支援者向けに、こころの健康づくりや精神疾患についての理解促進のため、講演会を実施していきます。

■ ゲートキーパー養成研修の実施

ゲートキーパーとは、「命の門番」とも呼ばれ、自殺の危険を示すサインを見逃さずに、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなど、適切に対応することができる人のことです。

区では、区職員や学校関係者、地域支援者向けに養成研修を実施し、自殺予防対策の基礎知識の周知を図るとともに、深刻な問題を抱える相談者への対応スキルの向上をめざしています。



こころの
電話帳



SOS
カード

方向性（２） 虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者、障害者、子育て支援機関等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる包括的な体制づくりに努めます。

<施策の展開>

1) 成年後見制度の利用促進・サービスの拡充 重点

区では、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対し、適切な支援を行うため、区社会福祉協議会品川成年後見センターと連携し、権利擁護のしくみを構築してきました。

多くの人が、成年後見制度を正しく理解し、適切な利用につながるよう、今後も区民へ制度の周知等の理解を深める機会を設けながら、利用を促進していきます。

【具体策】

■ 成年後見サービスの拡充

区は、品川成年後見センターと連携し、本人の意思、判断能力、生活状況等に応じた必要な支援を行うため、制度の周知や相談対応を行うほか、品川成年後見センターが行う各種事業を支援していきます。

また、2016（平成28）年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」をうけ、推進体制についてもあらためて検討していきます。

■ 市民後見人養成事業の充実

認知症高齢者の増加にともない、成年後見制度に対する期待が高まる一方で、後見人業務を適正に遂行できる人的資源の不足が懸念され、その育成が必要となっています。品川成年後見センターでは、第三者後見人の受け皿として市民後見人の養成に力を入れています。今後も、認知症高齢者や障害者等の権利擁護を地域で支えるしくみとして充実を図っていきます。

2) 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

区では、子育て・介護の疲れや経済的困窮等を原因とする虐待の相談・通報ケースが増えていることから、虐待防止ネットワークの強化に取り組んでいます。発生予防、早期発見、早期対応のため、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っていきます。

【具体策】

■ 区立児童相談所設置に向けた検討

児童相談所の業務は、2018（平成30）年現在東京都が担っていますが、2016（平成28）年5月の児童福祉法改正を受け、区は区立児童相談所の設置をめざし、検討を進めています。

■ しながわ見守りほっとラインの実施

子どもから高齢者まで地域で包括的に見守るしくみとして、児童虐待や高齢者虐待などの情報を24時間受け付ける専用電話を設置しています。通報者の秘密を厳守するとともに、虐待等の早期発見と適切な対応につなげています。

■ 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の開催

虐待や夫婦間の暴力をできるだけ早期に発見し、適切な保護や支援を図るため、子どもや高齢者、障害者の関係機関が連携し、虐待等の実態把握と課題の整理を一体的に取り組みます。

■ 要保護児童対策地域協議会の開催

品川区虐待防止ネットワーク推進協議会の分科会として、地域ごとに要保護児童の具体的支援のためのケース会議等を関係機関と連携し、開催しています。

方向性（3） 安心して住むための支援の充実

住まいは生活の基盤となることから、すべての人が安心して住み続けられるまちとなるよう、住まいに課題を抱える人の相談を適切な支援につなげていきます。

また、アウトリーチ*の実施や、医療や介護の専門職の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

*アウトリーチとは … 地域で福祉や医療等の支援を必要とする状況にありながら専門的サービスにつながない（中断している）人のもとに、専門家が出向くこと。

<施策の展開>

1) 高齢者、障害者等へのアウトリーチの実施

安心して自宅での生活を継続するためには、必要な支援を適切に利用していくことが重要です。区では、相談につながりづらい人に対しては、アウトリーチを行うことで、早期に適切な支援につなげていきます。

【具体策】

■ 認知症初期集中支援事業の実施

認知症が疑われる人を支援するために、医師や医療・介護の専門職による多職種で構成されたチームが個別の訪問支援を行い、受診を勧めたり、適切な介護保険サービスにつなげるなど、本人や家族の支援を行っています。今後は、認知症高齢者のケアをさらに充実させ、医療機関等と連携して、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制を構築していきます。

■ 地域生活安定化支援事業の実施

精神障害者が安定した地域生活を継続できるよう、精神保健福祉士等が関係機関と連携して見守り支援を行っています。家庭訪問によるアウトリーチ支援を行い、利用者の状況を積極的に把握するとともに、通院に同行するなど適時適切に医療機関につなげ、病状悪化の未然防止に努めています。

2) 高齢者等の住まいの確保

安心して住み続けるためには、一人ひとりのニーズに応じた住まいを確保することが大切です。しかしながら、高齢などを理由に、住宅の立ち退きを求められたり、保健衛生上劣悪な住宅からの転居先が自力で見つけられないことがあります。区では、住宅に関して困りごとを抱える人に対する支援を展開しています。

【具体策】

■ 高齢者住宅生活支援サービス

住宅について困りごとがあり、区内の民間賃貸住宅への転居を希望する高齢者を対象に、住宅のあっ旋にかかる居住をサポートするサービスを提供しています。

■ 居住に関する支援のしくみの検討

高齢者、障害者、子育て世代の人、低額所得者など、住宅確保に配慮を要する人に対する支援について、関係団体等と連携し、しくみを検討していきます。

コラム 住み慣れた地域で安心して暮らしていくために

医療や福祉の支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して療養生活を送ることができるよう、医師・看護師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・介護福祉士などの多職種が連携することで専門性を活かした様々な支援を切れ目なく行っています。

特に高齢者は、病気がきっかけで生活の様子が大きく変化することがあります。医療や介護についての不安を抱え込まずにかかりつけ医やケアマネジャーなどに相談することで、早期の支援につながります。なお、診療所や歯科診療所の中には、必要に応じて通院が難しい人の自宅や入所施設に出向いて、訪問（歯科）診療を行うところもあります。通院が中断することで症状が悪化しないよう、まずは、かかりつけ医を持ち、ちょっとしたことでも相談できる関係づくりをしておきましょう。区内の医師会や歯科医師会では、かかりつけ（歯科）医を紹介しています。

また、薬局では、薬剤師が処方されたお薬の相談や飲み方についての助言を行うとともに、管理栄養士が食事や調理方法の相談に対応するところもあるため、身近な場所がかかりつけ薬局を決めておくことで相談しやすくなります。

区では、多職種による連携を一層推進し、きめ細かい支援を行えるよう、ICT*を活用した情報共有のしくみを整備していきます。

* ICTとは … Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用した意思伝達のこと。

方向性（４） 自立のための環境づくり

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに対する不安など様々な生活のしづらさを抱えている人がいます。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) 障害者等の就労移行の支援強化

社会参加と自立支援の観点から、国においては障害者の就労を推進しています。障害の多様化にともない、障害特性に応じた働き方の支援について取り組みを強化することが求められています。

【具体策】

■ 障害者就労支援センターの充実

障害者への就労支援は、本人の社会的自立、経済的自立とともに、社会参加を促進し、自己実現を図る上で重要です。障害者就労支援センターでは、就職に向けた支援や就職後の就労定着に向けた支援を、就労面、生活面の両側面より行っています。

2) 生活困窮者等の自立への相談支援

近年、社会経済環境の変化にともない、貧困や社会的孤立といった生活のしづらさを抱える人が増加しています。

こうした状況のもと、生活保護制度の利用には至らない生活困窮者への支援の実施と、支援を通じた地域づくりを目的として、2015（平成27）年4月に生活困窮者自立支援制度が創設されました。生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、そうした問題を抱える人の早期発見などに努めていきます。

【具体策】

■ 生活困窮者自立支援事業の実施

区は、2015（平成27）年4月に「品川区暮らし・しごと応援センター」を開設し、様々な背景や事情を抱える生活困窮者からの相談に応じ、多様な支援を提供しています。

具体的な支援策としては、国が必須事業と位置付ける「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の2事業に加えて、よりきめ細やかな支援を行うべく「就労準備支援事業」と「学習支援事業」、「家計相談支援事業」、「一時生活支援事業」の4事業（任意事業）を実施し、生活困窮状態からの早期脱却をめざしています。

コラム 保護司をご存じですか

2016（平成28）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

法務大臣から委嘱を受けた保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯すことなく早期に更生できるように、保護観察官と協力して、地域の人々や習慣などをよく理解しながら、日々地域を見守ってくれています。

方向性（５） 生活支援等福祉サービスの充実

公的サービスは、個々のニーズに応じて専門職や行政などにより提供されますが、住民による生活支援は、住民が無理のない範囲で関わる取り組みです。住民による支え合いは、地域の孤立や孤独をなくし、偏見や差別のない地域共生社会を実現するために大切です。既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人に対する支援については、区と区社会福祉協議会が社会福祉施設、民間企業やNPO法人等、多様な機関と連携しながら、必要な生活支援を行っていきます。

<施策の展開>

1) 地域の人材による支援活動の充実

現在行われている住民による買い物代行、家事支援などの生活支援サービスなどの活動者を増やすために周知を工夫し、活動者それぞれの得意分野を生かしながら住民の支え合いの活動を広げるとともに、新たな活動者の確保を図っていきます。

【具体策】

■ 制度の対象とならない人への対応

区は、地域住民同士による支え合いの取り組みを支援しています。高齢者、障害者、子育て世代の人などが日常生活において、ちょっとした手助けを必要となった場合に必要なサービスを提供できるよう、区社会福祉協議会等では「さわやかサービス」の提供や「ファミリー・サポート」のコーディネートを行っています。

■ すけっと品川養成講座の実施

区は、介護者の介護技術や地域での福祉的ボランティア活動に参加するために必要となる知識を習得する場として、品川介護福祉専門学校が実施する「すけっと品川養成講座」の開催を支援しています。受講により、地域における新たな福祉の担い手の確保に努めていきます。

2) 生活支援コーディネーターによる地域特性等の把握

地域における支え合いの推進役である生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民やNPO法人等多様な人材と地域の情報を共有するとともに、生活支援のニーズとサービス提供を調整しています。区では、支え愛・ほっとステーションのコーディネーターが生活支援コーディネーターも担っています。コーディネーターは、地域のネットワークの構築により、地域ニーズの把握と資源の見える化を図っていきます。

また、地域住民による生活支援のコーディネートも推進していけるよう、気運の醸成にも取り組んでいきます。

【具体策】

■ 地域特性等の把握

生活支援コーディネーターは、各地区における身近な支え合いの担い手となる地域支援員（ボランティア）を増やすために、地域への説明や交流会などを開催しています。また、地域の中にある活動団体やNPO法人、企業、商店、学校、施設、公園、地域の人が集まる居場所など、その地域特有の情報の把握を進めています。生活支援コーディネーターは、地域支援員とともにそうした情報を収集し、「お役立ち情報集」としてまとめ、地域住民等へ配布しています。



「お役立ち情報集」



「お役立ち情報集」を作成する
地域支援員交流会の様子

第4章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画内容の周知

地域福祉は、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区が行う様々な地域福祉事業については、各種情報提供や普及啓発に努めてきました。

今後も、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報しながらや区ホームページなどを活用した広報活動を図っていきます。

2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、支援が必要な人のニーズに合った施策を展開するため、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア、NPO法人など、様々な関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、庁内の横断的な連携・情報共有により、計画の着実な推進に努めます。

3. 計画の進捗管理

本計画の施策や事業の進捗管理については、関係機関代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」において、計画（Plan）、実行（Do）、進捗状況の定期的な評価（Check）、評価に基づき必要な改善や対策等を行う（Action）のPDCAサイクルを構築して行います。

図 PDCAサイクルのイメージ





メモ：

あなたの考える「やさしさと支え合いのまち」はどんなまちですか？

あなたは、「やさしさと支え合いのまち」のためにどのようなことができると思いますか？

もっと「やさしさと支え合いのまち」になるためには、どのようなしくみや取り組みがあればよいと思いますか？

資料編

1. 計画策定の経過

1) 計画策定の検討経緯

	主な取り組み	庁内検討ほか
2017 (平成 29) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 区民アンケート調査 専門職アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回庁内検討会 (1 月 9 日)
2018 (平成 30) 年度 4 月		
5 月		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 回策定委員会 (6 月 8 日) 	
7 月		<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回庁内検討会 (7 月 23 日)
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回策定委員会 (8 月 8 日) 	
9 月		<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回庁内検討会 (9 月 27 日)
10 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回策定委員会 (10 月 4 日) 	
11 月		<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回庁内検討会 (11 月 28 日)
12 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回策定委員会 (12 月 18 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会への中間案報告 (12 月 11 日)
1 月	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント 	<ul style="list-style-type: none"> やさしいまちづくり 推進協議会 (1 月 16 日)
2 月	<ul style="list-style-type: none"> (1 月 11 日～2 月 10 日) 	<ul style="list-style-type: none"> 議会への区民意見報告 (2 月下旬)
3 月	<ul style="list-style-type: none"> 第 5 回策定委員会 (3 月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 6 回庁内検討会 (2～3 月)

2) 地区懇談会の開催状況

(支)：支え愛活動会議、(町)：町会長会議

	地区名	開催日
前期	品川第一	2018 (平成30) 年6月15日 (支)
	品川第二	2018 (平成30) 年6月21日 (支)
	大崎第一	2018 (平成30) 年6月5日 (支)
	大崎第二	2018 (平成30) 年6月20日 (支)
	大井第一	2018 (平成30) 年6月21日 (支)
	大井第二	2018 (平成30) 年6月11日 (支)
	大井第三	2018 (平成30) 年4月27日 (支)
	荏原第一	2018 (平成30) 年6月14日 (支)
	荏原第二	2018 (平成30) 年6月27日 (支)
	荏原第三	2018 (平成30) 年5月11日 (町)、6月28日 (支)
	荏原第四	2018 (平成30) 年6月5日 (地区懇談会)
	荏原第五	2018 (平成30) 年6月26日 (支)
後期	八潮	2018 (平成30) 年3月29日 (支)
	品川第一	2019 (平成31) 年1月28日 (支)
	品川第二	2019 (平成31) 年1月17日 (町)
	大崎第一	2019 (平成31) 年1月29日 (支)
	大崎第二	2018 (平成30) 年12月5日 (支)、 2019 (平成31) 年3月20日 (町)
	大井第一	2019 (平成31) 年2月13日 (支)
	大井第二	2019 (平成31) 年2月 (予定)
	大井第三	2019 (平成31) 年2月 (予定) (支)
	荏原第一	2019 (平成31) 年2月14日 (支)
	荏原第二	2019 (平成31) 年2月1日 (支)
	荏原第三	2018 (平成30) 年12月7日 (町)、12月13日 (支)、 2019 (平成31) 年2月 (予定) (支)
	荏原第四	2019 (平成31) 年2月4日 (町)
荏原第五	2019 (平成31) 年1月～3月 (予定) (支)	
八潮	2018 (平成30) 年11月21日、 2019 (平成31) 年3月 (予定) (支)	

全 31 回 延べ〇〇〇人参加

3) 各種アンケートの実施概要と結果

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることをめざし、本計画の策定にあたり、区民および専門職（地域の福祉を担う方も含む）の意向を把握し、反映させるための基礎資料として活用することを目的に実施しました。

① 区民アンケート

● 調査の設計および回収結果

対象者	満 20 歳以上の区民	調査数	5,000 人
時期	2017（平成 29）年 11 月	調査方法	郵送
回収数	1,721 人 （有効回収数 1,718 人）	有効回収率	34.4%

● 調査の内容

以下の内容で、設問数は属性、補問を含め 22 問とした。

- ・ 個人属性（性別、年齢、居住地区など）
- ・ 地域共生社会の実現に向けて
- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリーについて
- ・ 地域活動やボランティア活動について
- ・ 意見、提案

② 専門職アンケート

● 調査の設計および回収結果

対象者	区内で地域の福祉を担っている方 ※分類（高齢者、子ども、障害者等）と地域などの比率を考慮して抽出		
調査数	124 人	時期	2018（平成 30）年 2～3 月
調査方法	郵送およびウェブメール		
回収数	64 人	有効回収率	51.6%

● 調査の内容

以下の内容で、設問数は 4 問とした。

- ・ 既存のサービスで対応が難しいと感じた事例や地域で気になる問題
- ・ 上記の事例や問題に対する解決に向けた提案
- ・ 今後、特に連携していきたいと思う他の団体や組織
- ・ 意見、感想

2. 品川区地域福祉計画策定委員会 委員名簿

分類	役職	氏名
学識経験者	日本社会事業大学社会福祉学部准教授	<委員長> 菱沼 幹男
福祉・医療 関係団体 関係者	品川区社会福祉協議会会長	池田 彰孝
	品川区民生委員協議会会長	松尾 光恵
	品川区民生委員協議会主任児童委員会会長	安藤 正道
	品川区障害者七団体協議会会長	島崎 妙子
	品川区医師会理事	平塚 祐介
	荏原医師会理事	笹川 綾子
	品川歯科医師会会長	服部 秀彦
	荏原歯科医師会会長	菅野 正博
	品川薬剤師会会長	加藤 肇
	荏原薬剤師会会長	小池 義彦
	社会福祉法人福栄会理事長	野村 寛
	NPO法人アーテム理事長	志子田 悦郎
	NPO法人品川ケア協議会理事長	渡邊 義弘
	NPO法人ふれあいの家ーおばちゃんち代表理事	幾島 博子
	NPO法人グループEVAH理事長	平野 淳子
品川区社会福祉協議会ボランティア運営委員会委員長	大迫 正晴	
地域関係 団体代表者	品川区区政協力委員会協議会会長	丹治 勝重
	品川区高齢者クラブ連合会会長	山口 武重
	品川区青少年対策地区委員会連合会会長	市川 信之助
	品川区青少年委員会会長	平林 繁雄
	品川区商店街連合会会長	島 敏生
	品川区立学校長会代表	齋藤 早苗
	品川区立中学校PTA連合会役員	佐原 砂江子
	品川区立小学校PTA連合会副会長	松澤 和昌
まちづくり 関係団体 代表者	東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画室副課長	村上 基宏
	東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業推進部沿線企画課長	平江 良成
	京浜急行電鉄株式会社鉄道本部鉄道統括部事業統括課長	大田 仁史
	東京都交通局自動車部事業改善担当課長	野澤 正幸
	東急バス株式会社資産活用部施設管理課担当課長	高橋 裕文
	京浜急行バス株式会社運輸部整備課長	山下 和彦
関係機関	警視庁品川警察署生活安全課長	伊藤 貴行
	東京消防庁品川消防署地域防災担当課長	芳賀 隆
区内企業 代表	株式会社日立ソリューションズ人事総務統括本部総務部長	中村 勝彦
	株式会社文化堂人事総務部係長	伊藤 修義
区民代表	公募区民	鈴木 伸子
		宗村 安子
		山崎 恒子

3. 品川区地域福祉計画策定庁内検討会 委員名簿

所 属	役 職	氏 名
福祉部	福祉部長	<座長> 永尾 文子
	福祉計画課長	大串 史和
	高齢者福祉課長	寺嶋 清
	高齢者地域支援課長	宮尾 裕介
	障害者福祉課長	松山 香里
	障害者施策推進担当課長	飛田 則文
	生活福祉課長	矢木 すみを
企画部	企画調整課長	柏原 敦
	計画担当課長	大野 理
地域振興部	地域振興部長	堀越 明
	地域活動課長	伊崎 みゆき
	協働・国際担当課長	遠藤 孝一
	生活安全担当課長	菅 雅由樹
子ども未来部	子ども未来部長	福島 進
	子ども育成課長	高山 崇
	子ども家庭支援課長	廣田 富美恵
健康推進部	健康推進部長(品川区保健所長兼務)	福内 恵子
	健康課長	川島 淳成
品川区保健所	保健予防課長	鷹箸 右子
	品川保健センター所長	仁平 悟
	大井保健センター所長	間部 雅之
	荏原保健センター所長	榎本 芳美
都市環境部	都市環境部長	中村 敏明
	都市計画課長	鈴木 和彦
防災まちづくり部	防災まちづくり部長	藤田 修一
	土木管理課長	今井 裕美
	防災課長	古巻 祐介
教育委員会事務局	教育総合支援センター長	大関 浩仁
品川区社会福祉協議会	事務局次長	竹田 昌弘

4. 地域福祉およびやさしいまちづくりに関する計画の経過

年	関連する法令の制定等*	区の計画
1994(平成 6)年	● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(通称「ハートビル法」)	
1997(平成 9)年	● 介護保険法	● 品川区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画策定
2000(平成 12)年	● 社会福祉法施行(社会福祉事業法の改正) ● 児童虐待の防止等に関する法律 ● 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(通称「交通バリアフリー法」)	
2001(平成 13)年	● 高齢者の居住の安定確保に関する法律 ● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
2003(平成 15)年	● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の改正法施行	● 第1期品川区地域福祉計画策定
2004(平成 16)年	● 発達障害者支援法	
2005(平成 17)年	● 障害者自立支援法(現・障害者総合支援法) ● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	
2006(平成 18)年	● 障害者の権利に関する条約(日本は2007年に署名、2013年批准) ● 「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称「バリアフリー新法」)	
2007(平成 19)年		● 都南病院跡地周辺地区やさしいまちづくりプラン策定
2008(平成 20)年		● 品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画策定
2011(平成 23)年	● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 ● 高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正	● 第2期品川区地域福祉計画策定
2012(平成 24)年	● 子ども・子育て支援法 ● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	
2013(平成 25)年	● 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ● 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ● 生活困窮者自立支援法	
2015(平成 27)年		● 品川区大井町駅周辺地区バリアフリー計画策定
2016(平成 28)年	● 成年後見制度利用促進基本計画	
2017(平成 29)年	● 社会福祉法改正	● 品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画策定
2018(平成 30)年	● 改正社会福祉法施行	
2019(平成 31)年		● 第3期品川区地域福祉計画策定(予定)

* 法令は制定年を原則表記(施行の場合は施行と表記)

「第3期品川区地域福祉計画」(素案)

発行日：2019(平成31)年4月

発行：品川区福祉部福祉計画課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-6914(直通)

やさしさと支え合いのまち しながわ

「第3期品川区地域福祉計画」概要版（案）

品川区

○地域福祉とは

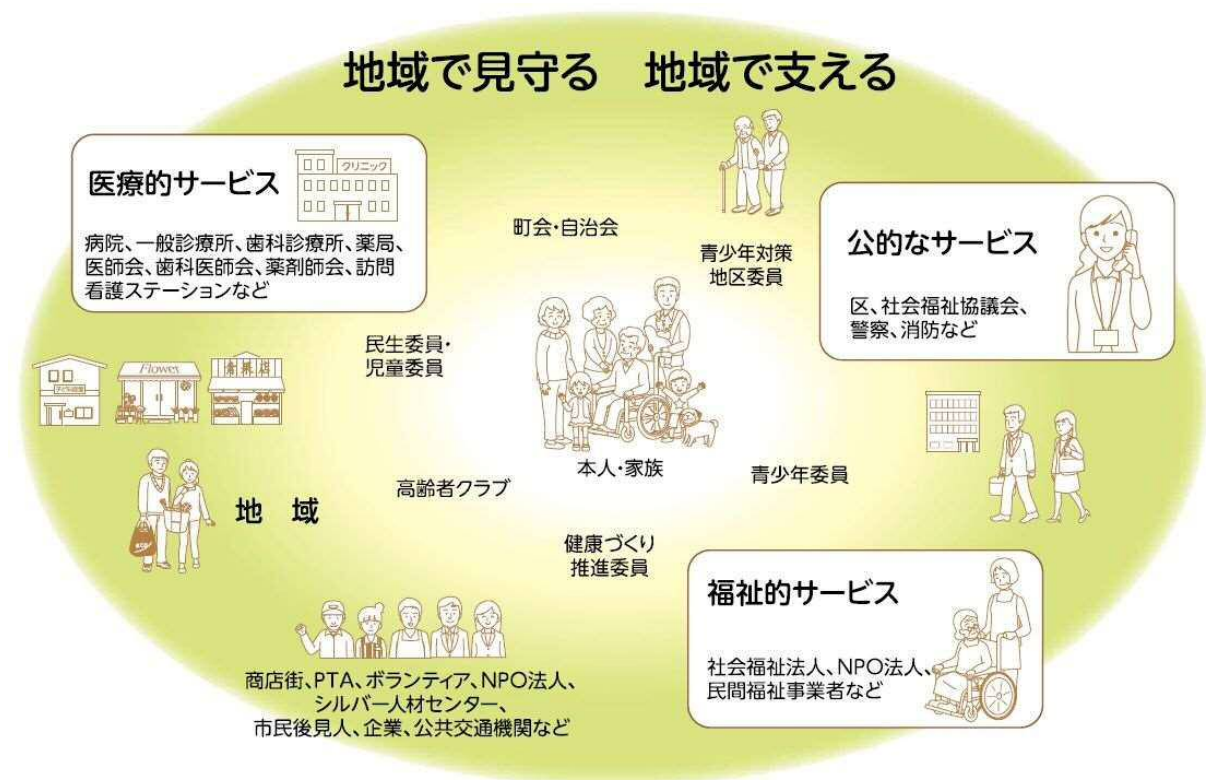
少子高齢化、核家族化等により、生活スタイルや価値観が多様化する一方で、地域のつながりは希薄化しています。

地域福祉とは、手助けや支援を必要とする人たちが抱える課題に対し、高齢者、障害者、子どもといった対象者ごとでなく、自分たちが住んでいる地域で、一人ひとりがその人らしい生活を送れるように地域住民や事業者、行政が協力し、支え合う取り組みのことです。

○品川区がめざす地域共生社会

身近な地域において、子どもから高齢者、障害者などすべての人がお互いに支え合い、公的サービスだけでなく、福祉・医療サービスの事業者や地域団体などにより構成される区民全体が連携・協力し合う社会をめざします。

図 地域共生社会のイメージ



○計画策定の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、区市町村が策定しています。本計画は、地域住民、関係機関・団体、福祉や医療サービスの事業者、区等のすべての区民が、地域福祉に関わる活動や取り組みを行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことをめざす計画です。

※本計画は、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について（2014（平成26）年3月26日厚生労働省通知）」に基づき「生活困窮者自立支援方策」を盛り込んでいます。

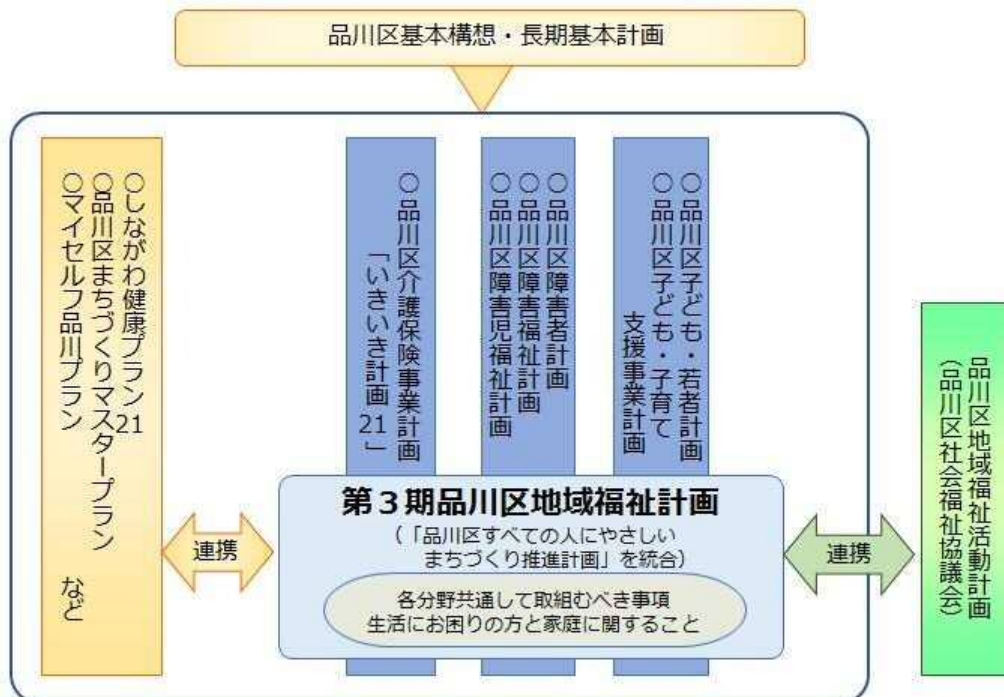
○計画期間

2019年度から2023年度の5年間

○計画の位置付け

本計画は、福祉の推進の方向性を示す総合的な計画とするため、区の上位計画である「品川区基本構想・長期基本計画」のもとに、各分野個別計画を横断的につなぎ、各計画に共通して必要になる基本的な考え方を示すものです。さらに、その他の関連計画とも緊密な連携を図っていきます。

図 計画の位置付け



○基本理念・基本目標

第3期品川区地域福祉計画がめざす理想の地域の姿を「基本理念」とし、その理念を達成するために必要な要素を「基本目標」として定めます。

【基本理念】誰もが自分らしくやさしさを持って暮らせるまち

【基本目標】○多様性を認め合う意識を醸成する

区民一人ひとりがお互いの違いを認め合う気持ちをはぐくみ、思いやりのまちをめざします。

○地域のつながりを再構築する

地域の支え合いや関係機関等の連携などにより、孤立や孤独のないまちをめざします。

○誰もが役割を持ち、参画できる地域社会をつくる

区民一人ひとりが高日常的交流や社会参加を通じ役割を持つことで、いきいきと暮らし、活躍できるまちをめざします。

○地域福祉におけるユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方

(1) バリアフリーからユニバーサルデザインへ

バリアフリーは、高齢者や障害者などに対する日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていこうという考え方です。

それに対し、ユニバーサルデザインとは、「年齢、性別、人種、個人の能力等にかかわらず、はじめからすべての人ができる限り利用可能なように製品や建物、環境をデザインする」という考え方です。バリアフリーとして展開してきたものをさらに広く捉えています。誰もが暮らしやすい社会をつくるという点では、同様の意味で用いられることも多くあります。



(2) 区の取り組み

区では、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりをめざしています。

1) 心のバリアフリーの推進

困っている人を見かけたときに皆が協力して手助けできるとともに、困っている人からも手助けを求めやすい社会をめざします。

また、「障害者差別解消法」の普及啓発にも取り組んでいきます。

2) 面的なバリアフリー化の推進

施設の整備やその移動手段の改善を組み合わせ、点や線の整備から面的・重点的な広がりを持ったバリアフリー化を進めていきます。

3) 情報のバリアフリーの推進

すべての人に、必要なときに必要な情報が入手できるような環境整備に取り組んでいきます。

○地域福祉で取り組むべき今後の重点課題

品川区を取り巻く状況と区民アンケート調査などからみえてきた課題を下記の3点にまとめました。

(1) 偏見や差別のない地域づくり

地域のつながりが希薄化する中、近隣住民同士の日頃のあいさつなどによる顔の見える関係の地域づくりが課題となっています。偏見や差別を許さない意識づくりや地域づくりのために、人権や思いやりなどについて考える場を拡充するとともに、困難な問題を抱える人たちに対する理解を深めていくことが求められています。

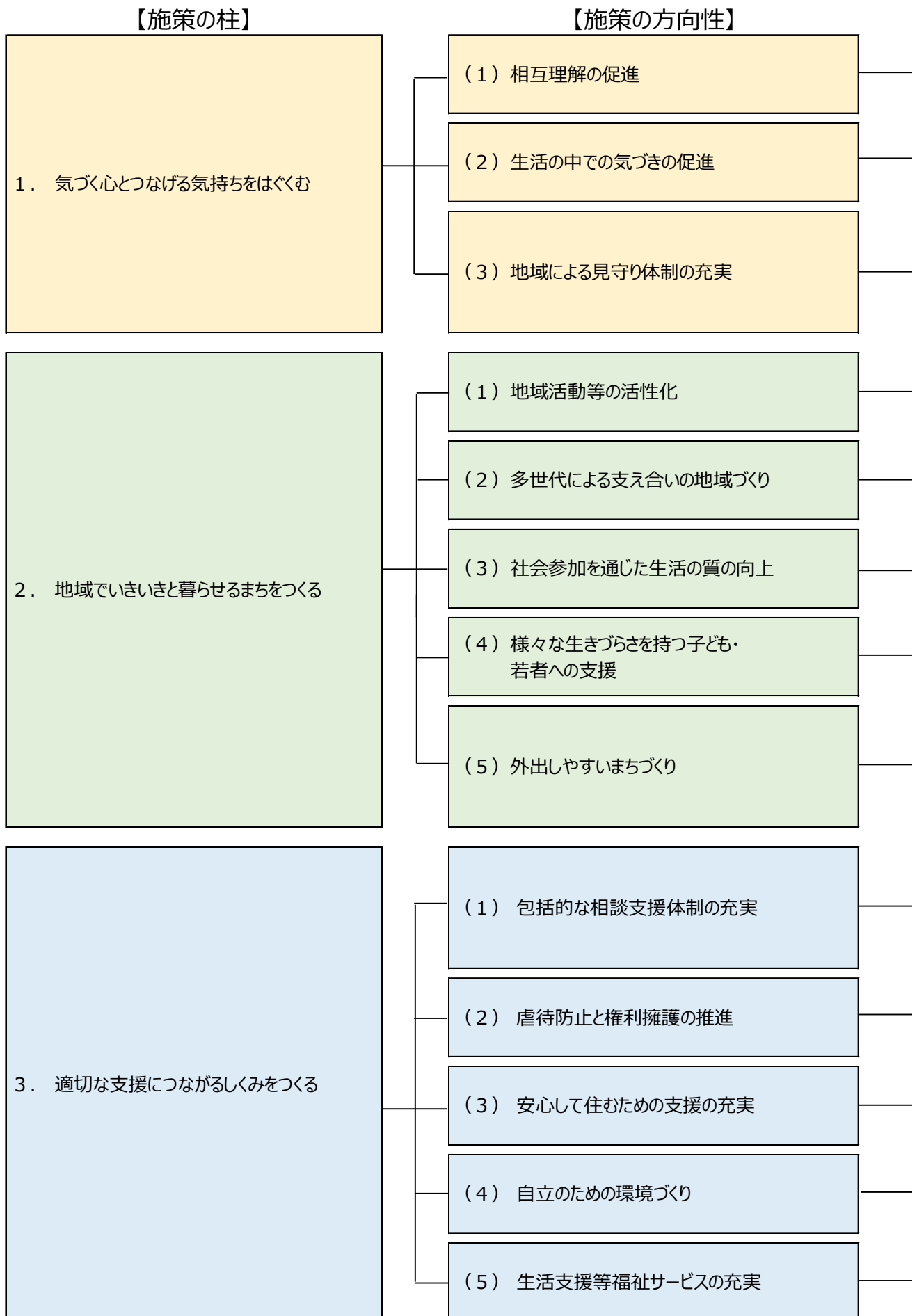
(2) 地域活動の担い手の発掘・育成

地域活動については、運営者や参加者の固定化や高齢化が課題となっています。地域福祉やボランティアに関心や興味を持ちながら、現在、活動に参加していない人が、楽しみややりがいを感じながら地域の活動に参加し、担い手の輪が広がるようなきっかけづくりが求められています。

(3) 包括的な相談支援体制の充実

地域における孤立や孤独をなくし、孤立死や虐待を未然に防ぐためには、日頃からの地域住民同士の支え合いが大切です。また、区や専門機関の横断的な連携を推進し、包括的な相談支援体制を強化することが求められています。

施策の体系



【施策】 ★太字は重点

- 1) 多様性を認め合う意識づくり
- 2) **障害者等への配慮の深化**

- 1) PTA等による地域の子どもの見守り活動
- 2) 認知症サポーター養成の充実

- 1) 民生委員・児童委員による見守り活動
- 2) 高齢者等を地域で見守るネットワークづくり
- 3) 災害時助け合いのしくみの充実
- 4) 個人情報の適切な活用と保護の周知

- 1) 地域団体等の連携支援
- 2) 募金・寄附金等の有効活用

- 1) **サロン活動の拡充**
- 2) **地域の中で子どもを育てる拠点の整備**

- 1) ボランティア活動への参加の促進
- 2) 高齢者・障害者等の社会参加の促進

- 1) ひきこもり等困難を有する子ども・若者への居場所づくり
- 2) 生活困窮者等世帯への学習等の支援

- 1) **情報バリアフリーの推進**
- 2) 公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリーの推進
- 3) 道路通行や交通安全のルールとマナーの徹底
- 4) 多様な外出の支援

- 1) **妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援の充実**
- 2) **高齢者等の相談支援体制の充実**
- 3) **障害者の相談支援体制の充実**
- 4) メンタルヘルス対策の拡充

- 1) **成年後見制度の利用促進・サービスの拡充**
- 2) 地域における虐待防止・早期発見のしくみの連携強化

- 1) 高齢者、障害者等へのアウトリーチの実施
- 2) 高齢者等の住まいの確保

- 1) 障害者等の就労移行の支援強化
- 2) 生活困窮者等の自立への相談支援

- 1) 地域の人材による支援活動の充実
- 2) 生活支援コーディネーターによる地域特性等の把握

施策の柱 1. 気づく心とつなげる気持ちをはぐくむ

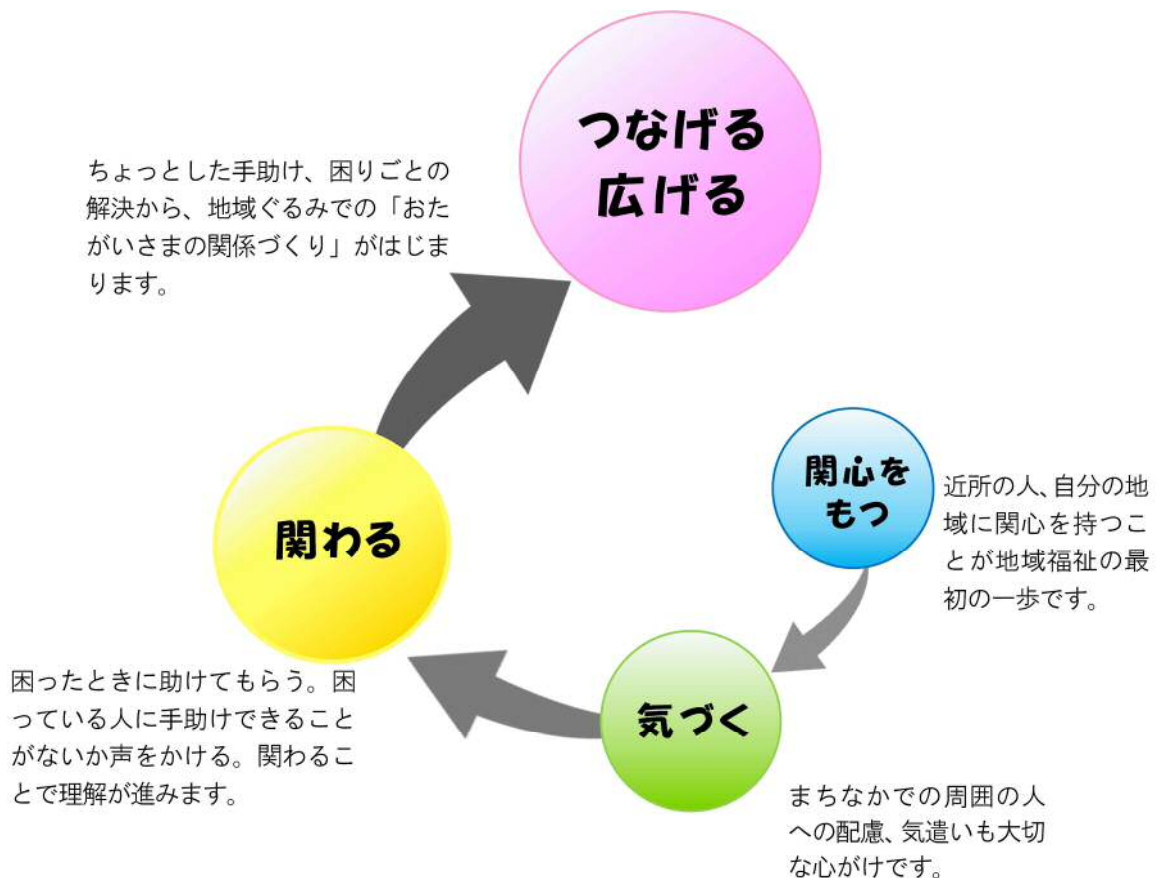
背景とねらい

地域で暮らす人には、年齢、性別、出身地、国籍、人種、文化など、様々な違いがあります。そういった違いから、とまどいや不安を感じる人がいます。

品川区は、近年、生活のしやすさ、子育てのしやすさなどから、子育て世代の転入も多く、また、国際化の進展により、外国人居住者も増加しており、区全体の人口も増加しています。

一人ひとりが、周りの人や地域に関心を持ち、お互いに理解を深めることが地域福祉の最初の一步となります。そこから、地域のつながりが生まれ、自分のできる範囲で周りの人の困りごとを「我が事」と感じて、関わっていくことで地域が活性化していきます。

図 気づきのイメージ



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



新しく転居されてきた
近隣の方と関係を築く
のが難しいです。

人と関わるのが苦手な
人がいることもわか
ってほしいです。



近所の高齢者の方が登下
校中の子どもたちにいつ
もあいさつをしてくれて
安心して暮らせています。



まちなかで「何か
手伝えることはあ
りますか？」と声
をかけてもらえ
ると嬉しいです。



地域の課題

- 様々な偏見や差別の解消のための相互理解の機会を充実させる。
- 日常の近隣のつながりにより、地域において孤立している人・家庭を少なくする。
- まちなかで、あいさつや困っている人への声かけがあたりまえになる地域をつくる。

計画期間中の区の目標

- 区民や事業者が地域福祉を学べる機会を提供します。
- ゆるやかに見守り合う地域となるよう支援します。

施策の方向性と施策

方向性（１） 相互理解の促進

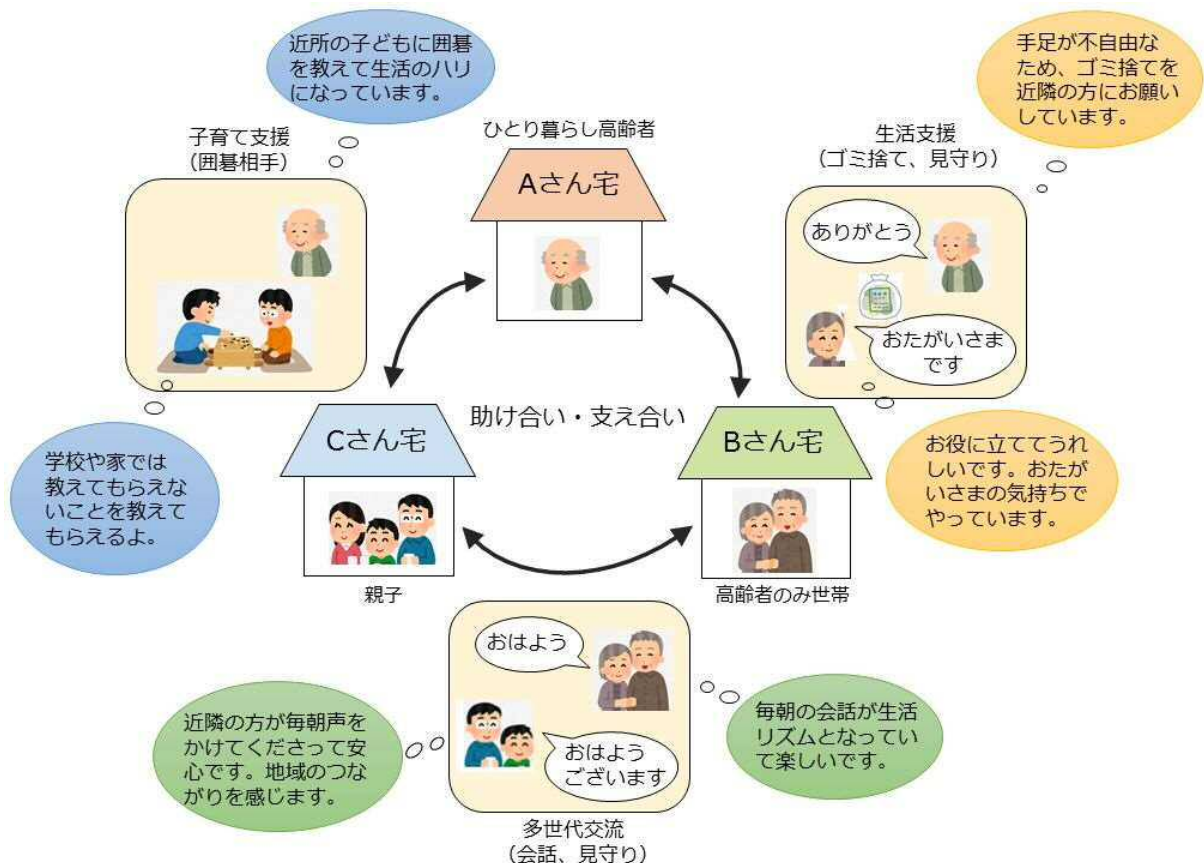
地域福祉を推進していく上で、まずは、地域に目を向け、周りの人に関心を持つことが大切です。相手の立場や状況を理解し、お互いの個性を認め合い、偏見や差別がなくなるよう、取り組みを進めていきます。

方向性（２） 生活の中での気づきの促進

日常生活において、周囲の人に関心を持つことで、他の人のちょっとした困りごとに気づくことがあります。たとえば、いつも参加する趣味の活動の中で、参加者の様子に違ったところがないかさりげなく見守る、まちなかで登下校時の子どもを見守るということも気づきにつながります。一人ひとりが無理のない範囲で、日常生活の中で気づく意識を広げていけるように周知していきます。

■自分のできる手助けから始めてみましょう

支え合いのイメージ



方向性（3） 地域による見守り体制の充実

区内では、町会・自治会、高齢者クラブ、民生委員・児童委員等により、地域でのゆるやかな見守りの活動が根付いていますが、共働きなどで日中留守の世帯や高齢者のみの世帯が増え、日頃の近所付き合いが希薄になることもあります。

緊急時や災害時などのいざというときだけでなく、普段から地域で安心して暮らしていくために、日頃から地域ぐるみでの見守りや相談し合える関係性をつくるのが大切です。区では、地域住民の支え合いによる様々な見守りのネットワークのしくみの充実を図っていきます。



要配慮者を避難誘導する
訓練の様子



認知症の基礎知識などを掲載した
品川“くるみ”認知症ガイド

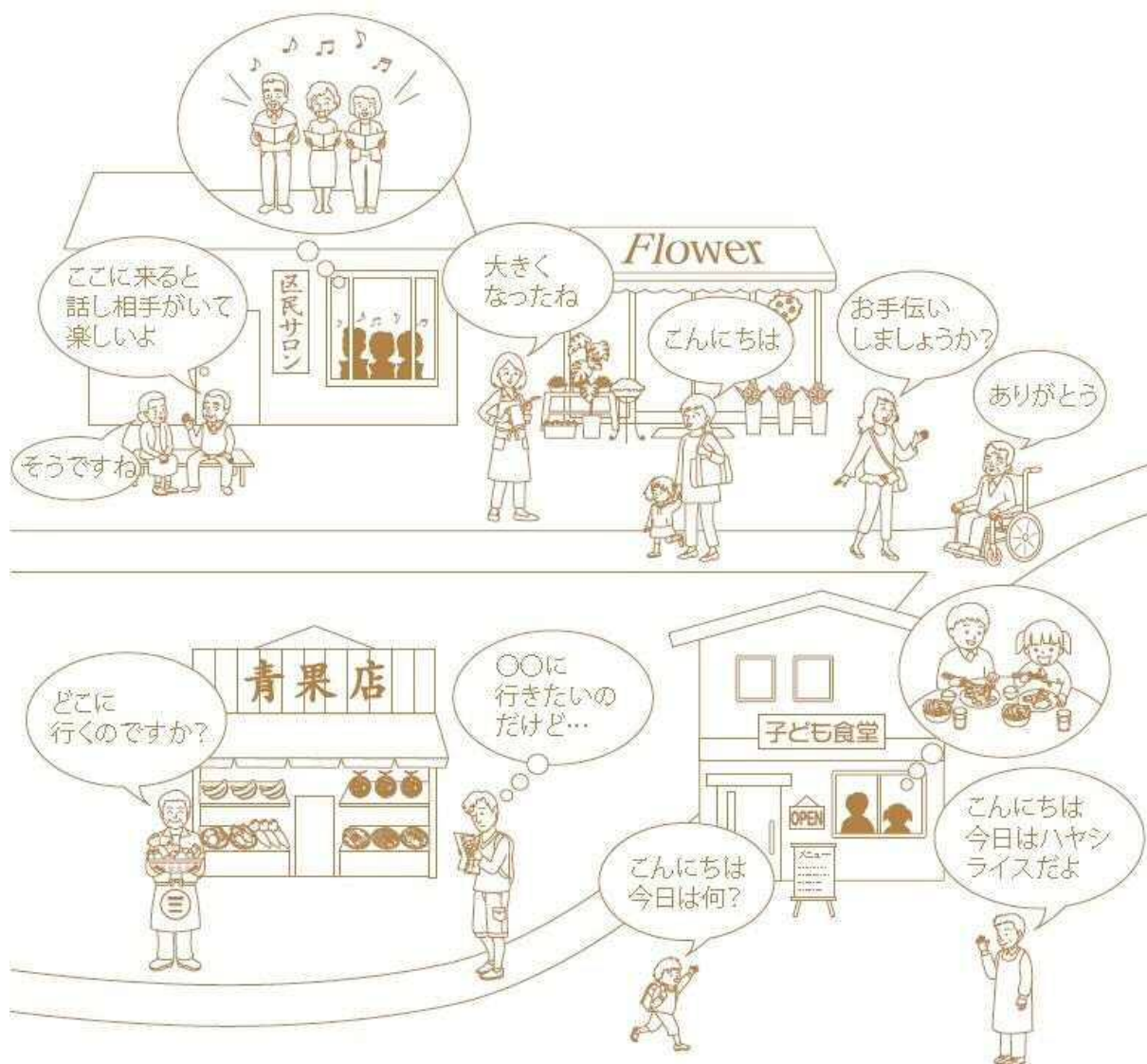
施策の柱2. 地域でいきいきと暮らせるまちをつくる

背景とねらい

暮らしやすく安心な地域づくりのためには、周りの人とつながりを持つことが大切です。地域のイベント、行事、お祭りなどに参加するだけでも、地域とのつながりを持つことになります。

現在、区内には、様々な地域活動の場と機会があり、多くの人に参加しています。今後も、子どもから大人まで地域に暮らすすべての区民が、それぞれの役割を果たしながら、交流し、困ったときには支え合って、皆がいきいきと暮らせるまちをつくることをめざしています。

■誰もがいきいきと暮らせるまちのイメージ



区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいたご意見から一部抜粋させていただきました。



働いていても空いた時間でできる地域の活動があればはじめてみたいです。

自分が参加しているつどいの場に地域の子どもたちが来てくれるときは、みんなすごく楽しんで交流しています。



企業でも、地域交流を目的としたイベントを開催しています。少しずつ地域の方に定着し、喜んでもらえてうれしいです。



点字ブロックの上に自転車を置かないようにしています。みんなのちょっとした気遣いで外出しやすいまちになるとよいと思います。



近所づきあいが少ない人が家に閉じこもりがちにならないように、気軽に集まれるような場所があるとよいと思います。



地域の課題

- 地域活動やボランティア活動の輪を広げる。
- 身近で気軽に参加できるイベントやサロン（つどいの場）の開催を充実させる。
- いろいろな経験や特技を持った人・団体間の連携のしくみをつくる。

計画期間中の区の目標

- 高齢者や子育て世代など多世代の交流を推進します。
- 地域活動やボランティア活動を周知します。
- すべての人にとって外出しやすいまちになるよう環境を整備します。

施策の方向性と施策

方向性（１） 地域活動等の活性化

区内には、区民、町会・自治会、ボランティア、NPO法人等による様々な活動が根付いています。区は、町会・自治会の活動を支援するとともに、地域住民相互の支え合いの活動を推進するために、各地区で地域の課題を話し合ったり、情報交換を行う機会をつくるなど、今後も、地域活動の活発化を図っていきます。



八潮地区支え愛活動会議の様子

方向性（２） 多世代による支え合いの地域づくり

隣近所のつきあいや助け合いが少なくなっている現在、多世代で集まって交流ができる場は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会となっています。区では、高齢者や子育て世代、障害者など、多世代の区民の身近な地域の憩いの場・交流の場の整備を進めるとともに、地域住民の自発的な活動を支援し、ともに支え合う地域づくりを進めていきます。



ほっとサロンの様子

方向性（３） 社会参加を通じた生活の質の向上

地域活動やボランティア活動への参加、就労等は、生活の質の向上や本人の生きがいづくりにつながります。しかし、地域福祉やボランティアに関心や興味はあっても、これまで地域の活動などに参加していなかった人からは、自分は地域において何をしたらよいのかわからないという意見も聞かれます。

活動の担い手のすそ野を広げるため、活動に関する周知を図るとともに、一人ひとりの興味や関心に合った活動の紹介など、きめ細かな調整や支援を行っていきます。



高齢者多世代交流支援施設
（ゆうゆうプラザ）での
多世代交流

方向性（４） 生活のしづらさを感じている子どもの支援

少子高齢化や生活スタイルの多様化などにより子どもを取り巻く環境が変化し、社会生活において困難や新たな問題に対応できずに深刻な状況に直面している子どもや若者がいます。区は、様々な生きづらさを持つ子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるように、地域全体で見守っていきます。

方向性（５） 外出しやすいまちづくり

すべての人にとって外出しやすいまちにするためには、施設や設備などのハード面の整備とあわせて、ソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除くことが重要です。

ハード面では、道路や公園等のバリアフリー化等により、誰もが利用しやすいまちなかの整備に努めており、今後も面的・重点的なバリアフリー化を進めていきます。また、ソフト面では、困っているときは支え合おうとする配慮や気遣いといった「心のバリアフリー」が重要です。

今後も、ハード面とソフト面のバリアフリーをバランスよく進めていくとともに、ユニバーサルデザインの考え方も普及啓発していきます。



歩道のバリアフリー化

施策の柱 3. 適切な支援につながるしくみをつくる

背景とねらい

核家族化、少子高齢化、生活スタイルの変化等により、家庭内の生活課題に自分たちだけで解決することができず、相談できる人がいない、どこに相談したらよいのかわからないといった理由で、困りごとを抱えたまま時間が経過してしまうことがあります。こうした状況に対して、区では、区民が必要なときに相談できる地域に身近な窓口を設け、専門的なサービス等の公的支援の利用等につなげてきました。

また、ダブルケア*や 8050 問題*など複合的な課題の解決を図るために、地域福祉を担う多機関・多職種がそれぞれの強みや役割を活かしつつ、連携のためのしくみづくりに取り組んでいます。

さらに、既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人や家族に対して、適切な支援を届けられるよう、専門職や社会福祉法人、NPO法人などの様々な団体と地域住民の連携の強化を図るとともに、横断的な相談支援体制を整備していきます。

*ダブルケアとは … 介護と育児に同時に直面する世帯のこと。

*8050 問題とは … 高齢の親と無職独身の 50 代の子どもが同居している世帯のこと。

*多職種の連携とは … 福祉や医療などの分野でそれぞれに行っていた取り組みを、複数の分野の専門職（多職種）が連携して取り組むこと。

区民・関係者の声

アンケートや懇談会等でいただいた
ご意見から一部抜粋させていただきました。



困ったときに
相談できる場
所がわかりや
すくなるとよ
いと思います。

本人だけでなく、家
族も含めてケアし
てほしいです。



新聞がたまっているなど、近隣
の方についていつもと違うと
感じたら相談窓口で連絡して
もらえるとありがたいです。



地域の課題

- 生活の困りごとを地域で共有し、専門職対応だけでなく、地域住民と一緒に取り組めるしくみをつくる。
- 様々な相談機関があることや、気軽に相談できる場を増やす。
- 医療、介護、福祉等の専門職が連携して相談支援にあたるしくみをつくる。
- 様々な問題を抱える個人・家庭への包括的な支援を充実させる。



計画期間中の区の目標

- 区民に身近な地域での相談の場を充実させます。
- 制度の狭間の支援を必要とする人や社会的に孤立している人など、誰もが必要なときに相談・支援につながる体制をつくります。
- 成年後見制度への理解促進を図ります。

施策の方向性と施策

方向性（１） 包括的な相談支援体制の充実

区は、多様化する生活課題に対応するため、様々な分野の相談機関を整備し、専門性を高めるとともに、相談者が複合的な問題を抱える場合等は、相談者にとって適切な支援につなげるために他機関と連携して対応しています。

今後は、さらに複合的な問題に対応できるよう、各相談内容や地域生活課題を包括的に受け止める庁内の連携体制を進めていきます。

方向性（２） 虐待防止と権利擁護の推進

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が近隣住民や周りの人に見えにくくなっています。子育てや介護の負担やストレス等から虐待に発展してしまうことや、認知症や障害等により判断能力の不十分な人が生活の中で権利が守られなくなることがあります。

区では、高齢者、障害者、子育て支援機関等の地域の関係機関相互の連携を強化し、包括的な虐待の未然防止、早期発見、適切な支援等が行われる体制づくりに努めます。

方向性（３） 安心して住むための支援の充実

住まいは生活の基盤となることから、すべての人が安心して住み続けられるまちとなるよう、住まいに課題を抱える人の相談を適切な支援につなげていきます。

また、アウトリーチ*の実施や、医療や介護の専門職の連携により、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、取り組んでいきます。

*アウトリーチ … 福祉や医療における、地域で支援を必要とする状況にありながら専門的サービスに結びつきにくい人のもとに、専門家側が出向いて、支援するサービスのこと。

方向性（４） 自立のための環境づくり

障害者や生活困窮者の中には、社会との関わりに関する不安など様々な生活のしづらさを抱えていることがあります。そのような人を対象に、本人の希望、適性、状況に合わせて、本人の自立と尊厳の確保を重視しながら、本人とその家族への包括的で継続的な支援を行っていきます。

方向性（５） 生活支援等福祉サービスの充実

公的サービスは、個々のニーズに応じて専門職や行政などにより提供されますが、住民による生活支援は、住民が無理のない範囲で関わる取り組みです。住民による支え合いは、地域の孤立や孤独をなくし、偏見や差別のない地域共生社会を実現するために大切です。既存の制度では対応が難しい「制度の狭間」の問題を抱える人に対する支援については、区と区社会福祉協議会が社会福祉施設、民間企業やNPO法人等、多様な機関と連携しながら、必要な生活支援を行っていきます。



各地区の情報をまとめた
「お役立ち情報集」



「お役立ち情報集」を作成する
地域支援員交流会の様子

○計画内容の周知

地域福祉は、区民をはじめとする多様な主体の理解と協力が不可欠であるため、区が行う様々な地域福祉事業については、各種情報提供や普及啓発に努めてきました。今後も、本計画に掲げる取り組みを実践、継続していけるよう、広報しながら区ホームページなどを活用した広報活動を図っていきます。

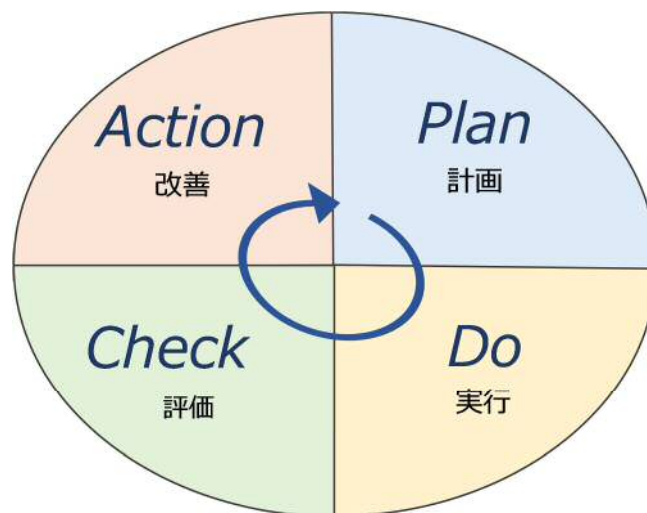
○計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、支援が必要な人のニーズに合った施策を展開するため、町会・自治会、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティア・NPO法人など、様々な関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、庁内の横断的な連携・情報共有により、計画の着実な推進に努めます。

○計画の進捗管理

本計画の施策や事業の進捗管理については、関係機関代表者、区等によって構成される「地域福祉計画推進委員会」において、計画（Plan）、実行（Do）、進捗状況の定期的な評価（Check）、評価に基づき必要な改善や対策等を行う（Action）のPDCAサイクルを構築して行います。

図 PDCAサイクルのイメージ



「第3期品川区地域福祉計画」概要版（案）

発行日：2019（平成31）年4月

発行：品川区福祉部福祉計画課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-6914（直通）